

阪南市強靱化地域計画

～災害に負けない強くしなやかな地域を目指して～

改訂版

令和4年6月

阪南市

目 次

第1章 阪南市強靱化地域計画策定の目的と位置づけ	
第1節 阪南市強靱化地域計画策定の目的	P 3
第2節 阪南市強靱化地域計画の位置づけ	P 4
第3節 計画期間	P 4
第2章 阪南市の地域特性	
第1節 位置と地勢等	
第1項 位置と地勢	P 7
第2項 気候	P 7
第2節 人口の動態等	
第1項 人口の推移	P 8
第2項 産業の特性	P 8
第3節 過去の災害	
第1項 過去の災害	P 10
第3章 阪南市の地域強靱化に向けた基本目標等	
第1節 地域強靱化の基本目標等	
第1項 強靱化において阪南市の目指すべき姿	P 13
第2項 基本目標	P 14
第3項 事前に備えるべき目標	P 14
第4項 リスクシナリオ	P 15
第5項 地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針	P 15
第6項 施策の推進とPDCAサイクル	P 16
第4章 起きてはならない最悪の事態の設定	
第1節 脆弱性評価	
第1項 評価の枠組みと設定手順	P 19
第2項 評価の実施	P 21
第5章 起きてはならない最悪の事態別の対策	
第1節 具体的な取組の推進	
第1項 個別施策の推進	P 24
【別紙】脆弱性評価結果	P 87

第1章

阪南市強靱化地域計画策定の目的と位置づけ

第1節 阪南市強靱化地域計画策定の目的

阪南市では、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震による被害想定を反映し、減災を基本理念とした自助・共助の充実等を図るべく、平成27年3月「阪南市地域防災計画」の改訂を行うとともに、「避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル」「災害初動マニュアル」「避難所運営マニュアル」などを見直し、市民の安全・安心の確保のために、防災・減災対策に取り組んでいる。

国においては、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」が公布、施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土の強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定し、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めている。

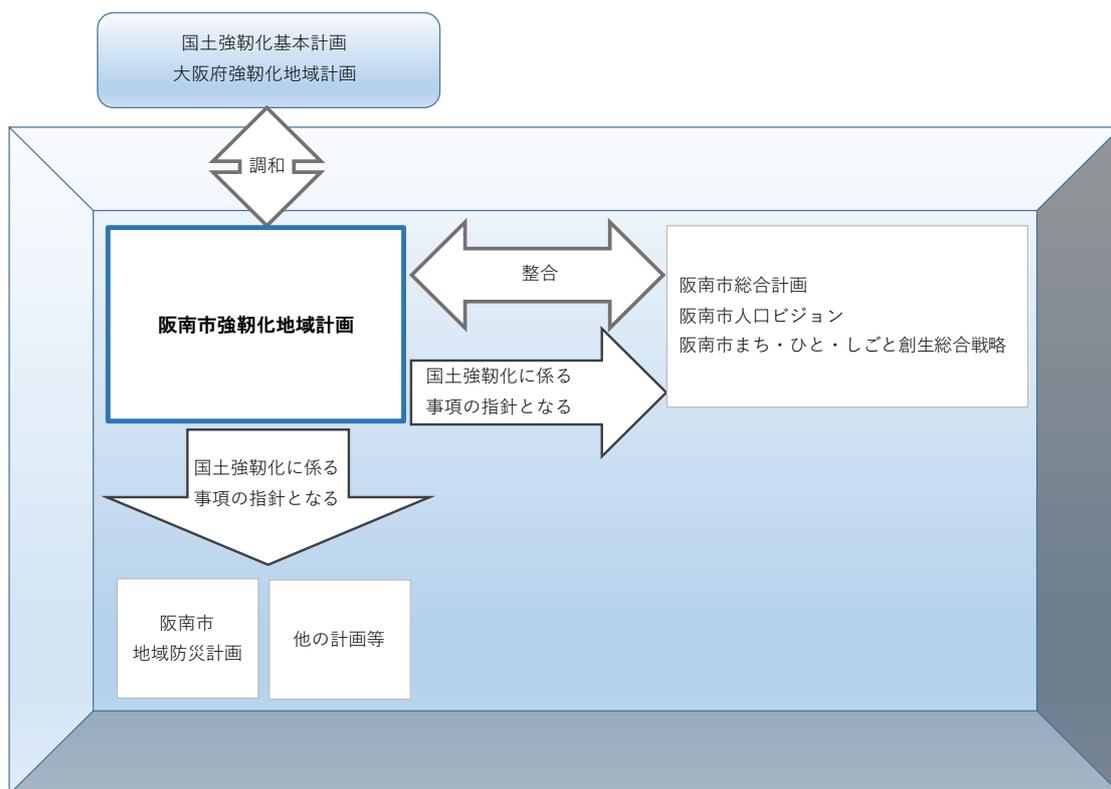
そこで、阪南市においても、基本法の趣旨を踏まえ、東日本大震災や熊本地震等の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組をとりまとめ、推進していくために「阪南市強靱化地域計画」を策定する。

本市の市街地



第2節 阪南市強靱化地域計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、基本法第14条に基づき国の基本計画及び大阪府強靱化地域計画と調和を保った計画である。また、阪南市総合計画、阪南市人口ビジョン、阪南市まち・ひと・しごと創生総合戦略と、基本的な考え方の整合が図られた計画とし、国土強靱化に係る事項については、阪南市地域防災計画及び他の計画等の指針となる。



第3節 計画期間

計画期間は、2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までの10年間とする。

ただし、社会情勢の変化や具体的な取組の進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行う。

第2章

阪南市の地域特性

第1節 阪南市の位置と地勢等

第1項 位置と地勢

本市は大阪府の南部に位置し、大阪市の中心部から約45km、和歌山市の中心部からは約10kmの距離にある。東は泉南市に、西は岬町に、南は和泉山脈を境として和歌山県に接し、北は大阪湾に面している。

地勢的には、東西約8km、南北約6km、面積約36.17km²の市域を有し、そのうち約60%が和泉山脈の山林となっている。

また、古くからの市街地が和泉山脈から流れ出る河川がつくった平野部に広がり、大阪近郊として高度経済成長期以降に開発された住宅地が和泉山脈裾野の丘陵部に広がっている。

このように、市街地や住宅地を囲むように、波静かな海と緑豊かな山林が近接しているため、海・山を中心とした自然環境に恵まれている。

交通は、鉄道では南海電鉄が沿岸を、JR西日本が内陸を走っている。また、道路では国道26号や第二阪和国道、阪和自動車道が大阪と和歌山を結ぶ動脈として走っており、30分圏内の関西国際空港をはじめ、通勤や日常生活での他の地域との交通条件にも恵まれている。



第2項 気候

気候は、瀬戸内式気候の地域に属し、雨量は少なく、冬は温暖であり、暮らしやすいまちである。

第2節 人口の動態等

第1項 人口の推移

本市の人口は昭和40年代から急速に増加し、昭和61年（1986年）1月の住民基本台帳で50,000人を超えた。その後、伸びは鈍化したものの人口は増加し続け、平成14年（2002年）に60,015人になった。しかし、近年は、少子高齢化により死亡者数が出生数を上回り、また、人口流出の傾向が見られ、平成14年の人口をピークに減少に転じた。

その後も、平成18年（2006年）には59,204人、平成28年（2016年）には56,469人と人口は減少傾向にある。

また、人口が減少傾向にある反面、子世帯の市内開発地への移動などによる核家族化により、世帯数は増加し続けている。

そのため、昭和61年には人口50,015人に対し、世帯数は14,640世帯で、1世帯あたりの人員は3.4人あったものが、平成28年（2016年）には23,965世帯、1世帯あたりの人員は世帯あたりの人員は2.4人となり、核家族化や独居家庭の増加傾向が伺える。

第2項 産業の特性

温暖な気候や大阪湾に面した地勢を活かし、古くから、米やたまねぎなどの農業、タコツボ漁や底引き網漁を営んできた。

また、製造業では、古くは、加工しやすい和泉砂岩の産出や石細工、窯業^{とうぎょう}に適した土を利用した瓦の製造などが盛んとなり、近代以降には、綿作、綿織物の生産地として、特に、紋羽織^{もんぼおり}という特色ある織物が作られ、その技術が繊維産業に活かされ、石綿・紡績の生産に引き継がれた。

その後、都市化の進展や、海外生産の安価な繊維製品の輸入量の増加といった産業構造の変化により、繊維産業などの伝統産業の一部は衰退したが、地場産業の優れた「技」の伝承と「ものづくりの心」を活かす取組として、地域ブランドとして「阪南ブランド十四匠」(*)を立ち上げ、地場産業の振興を進めている。また、商業では、ベッドタウン化による人口増加に伴い、点在型の商業集積であったが商業性は強く、尾崎駅が南海電鉄の急行停車駅であったことから早くから大型店の誘致出店がなされた。

最近では、りんくうタウンをはじめとした超大型商業集積地が近隣都市に複数設置されたことにより、市内における市民の購買意欲や、事業者の販売意欲を高めるため、地域情報・個店情報を発信できる仕掛けづくりに取り組んでいる。

(*) 阪南ブランド十四匠：市内の優れた技を有する企業を認証し、地場産業の振興と地域活性化につなげる地域ブランド戦略。伝統技術としての「技」の伝承と「ものづくりの心」を尊重し、本市の地場産業が発達した江戸時代後期の14か村にルーツを求め「阪南ブランド十四匠」と称し、地域資源の「独自性」を魅力として、新事業の展開、特産物や観光資源の開発および販路開拓に取り組んでいる。現在、28企業が認証されている。

第3節 過去の災害

第1項 過去の災害

(1) 地震

- ・ 南海大地震（昭和21年（1946年））

昭和21年12月21日早朝、震源地が南海道沖であるマグニチュード8.1、震度4の地震が阪南町域をも襲い、相当の被害が出た。西鳥取村では、この地震による被害は重傷1名、全壊が住家3戸、非住家9戸、工場など3か所、半壊が住家35戸、非住家16戸、工場など3か所であった。

(2) 風水害

- ・ 昭和27年7月梅雨前線豪雨水害（昭和27年（1952年））

昭和27年7月11日午前0時、数日来の豪雨により東鳥取村の鳥取池が決潰し、同村と尾崎町一帯が水害に見舞われ、同村の損害が、死者、行方不明者51名、流失家屋35戸、半壊74戸、橋梁全部流失、田畑の流失など、多数の犠牲者と多大の損害をもたらす大災害となった。

- ・ 第2室戸台風（昭和36年（1961年））

昭和36年9月16日、京阪神を襲った第2室戸台風は、阪南町域でも昼前からしだいに暴風雨が激しくなり午後2時ごろには最大瞬間風速は60m/sに達し、大きな被害を与えた。東鳥取町、南海町において公共の建物の被害、民家の全・半壊やそれに至らないまでも屋根瓦が飛んだり塀が倒れたり、さらに家屋の一部破損など、被害を受けなかった家がないほどの災害となった。

- ・ 平成30年台風第21号（平成30年（2018年））

平成30年9月4日、正午ごろ、台風の接近・通過に伴い本市においても風速50m/s余りの猛烈な風により、多数の建物被害が発生した。市内を横断する府道沿いでは電柱等の倒壊があり、その影響により市内で大規模な停電が発生した。公共施設約70か所、防犯灯・カーブミラーなど約30か所、南海尾崎駅舎火災、民間（住家等）被害約1,100軒、倒木等多数、停電最大約22,500軒（最長7日間）、停電に伴う断水など、大きな被害をもたらした。

第3章

阪南市の地域強靱化に向けた基本目標等

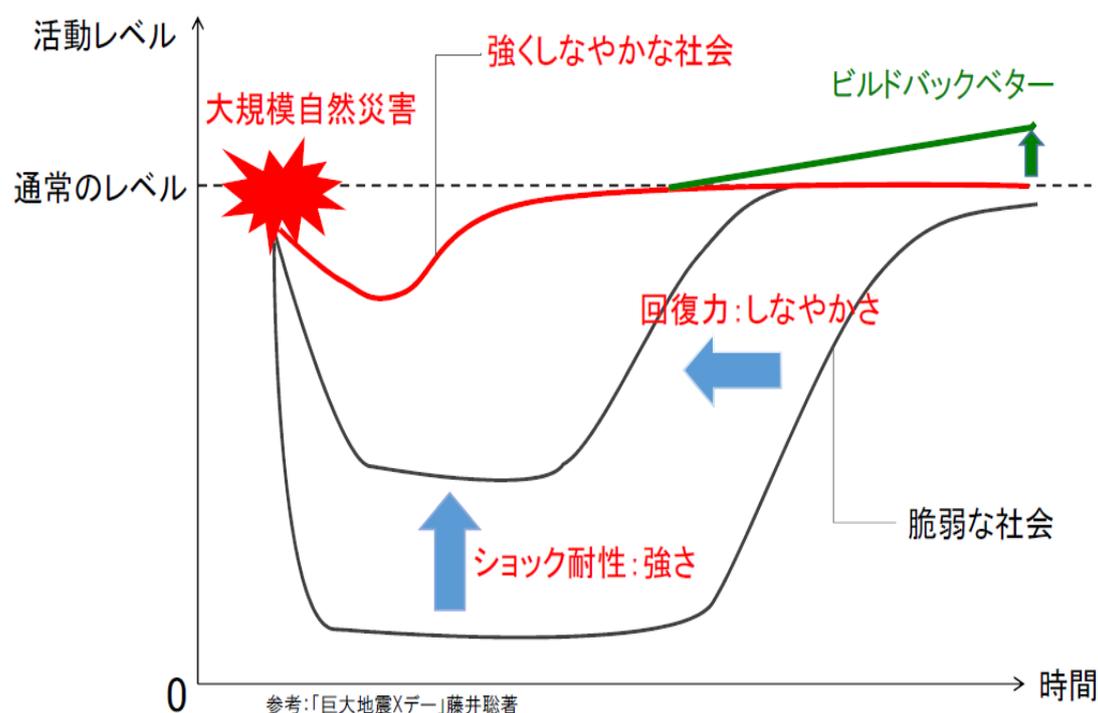
第1節 地域強靱化の基本目標等

第1項 強靱化において阪南市の目指すべき姿

大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるため、本市総合計画にも定める「協働によるまちづくり」を基本に、市役所や市民、事業者ができることを担い合っていく。

高度経済成長期以降に開発された丘陵部に広がる住宅地や山間部などに存在する斜面地には大阪府による土砂災害防止法に基づいた区域指定、また、海岸部では、南海トラフ巨大地震に伴う津波浸水想定など、リスクの開示と共有を基軸にソフト対策とハード対策を推進している。

また、居住都市として自然と暮らしの調和が図られてきたこれまでの土地利用を踏まえ、恵まれた海や山の自然環境をはじめ、それぞれの地域における暮らしが持続できるよう幅広い年齢層の市民が安心して暮らせるまちを目指していく。



第2項 基本目標

国の基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、

- ① **人命の保護が最大限図られること**
- ② **社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること**
- ③ **市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化**
- ④ **迅速な復旧復興**

を基本目標とする。

第3項 事前に備えるべき目標

国の基本計画を踏まえ、以下の 8 つを事前に備えるべき目標とする。

1. 発災時・発災直後の直接死を最大限除く
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する
5. 経済活動を機能不全に陥らせない
6. 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7. 制御不能な二次災害を発生させない
8. 地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

第4項 リスクシナリオ

本市に影響を及ぼす災害（リスク）としては、幅広い事象が想定されるが、南海トラフ地震が遠くない将来に発生する可能性があるとの予測や短時間強雨の観測頻度の増加等がある。

このため、ひとたび大規模な自然災害が発生すれば、市域の広域な範囲に甚大な被害をもたらすこと、国の基本計画が大規模自然災害を対象としていることも踏まえ、本計画においては、大規模自然災害〔地震・津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）〕を対象とする。

第5項 地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針

先に掲げた4つの基本目標と8つの事前に備えるべき目標を達成し、本市の安心・安全を確保するため、以下の点について、特に配慮しながら 地域強靱化に取り組む。

（1）市民等の主体的な参画

市民、事業者等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、他市町村、市民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動し、取組を推進する。

（2）効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心がける。

（3）的確な維持管理

人命に直結する可能性の高い都市基盤施設等については、点検の充実、予防保全の推進を図り、日常的な維持管理を着実に実践するなど、的確な維持管理を図っていく。

また、高度経済成長期以降に建設された都市基盤施設をはじめ多くの公共施設が、一斉に更新時期を迎えることもあり、中長期的な視点によりできるだけ費用削減を図る観点からその更新時期について検討を進める。

(4) 広域連携の取組

広域災害に備えて、相互応援協定等に基づき、府内・府外の自治体間の連携強化を進める。

(5) 多様な市民に応じた施策の推進

女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等の多様な人々に十分配慮して施策を講じる。また、被災した市民や観光客等の目線に立った復旧復興対応が行えるよう、事前に備えておく。

第6項 施策の推進とPDCAサイクル

限られた資源で効率的・効果的に強靱化の取組を進めるためには、施策の優先度を考慮しながら進める必要がある。本計画に位置づける個別の施策の推進は、基本目標（第3章、第1節、第2項）及び事前に備えるべき目標（第3章、第1節、第3項）を踏まえ、それぞれ関連付けられる計画に基づき、優先度を考慮し進めていく。

個別の施策については、基本的にはそれぞれ関連付けられる計画において、進捗管理、評価等（PDCA）を行うこととし、本計画については、毎年、それらの進捗状況を集約し、概括的な評価を行うことにより、進捗管理を行っていく。

なお、強靱化に関連する他の計画を見直しする際には、本計画との整合性について留意するものとする。

第4章

起きてはならない最悪の事態の設定

第1節 脆弱性評価

第1項 評価の枠組みと設定手順

第3章第1節に掲げた基本目標と本市の地域特性を踏まえ、内閣官房国土強靱化推進室策定の「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（平成26年3月策定、平成27年6月一部改訂）を参考に、大規模自然災害〔地震・津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）〕に対する脆弱性評価を行うこととし、基本計画を参考に、以下の8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして4.1の「起きてはならない最悪の事態」を次の通り設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	発災時・発災直後の直接死を最大限除く	1-1	市内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-5	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる （それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水食料等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-2	市役所機能の機能不全

		3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-5	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-6	食料等の安定供給の停滞
6	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ため池、ダム、防災施設、雨水幹線、排水ポンプ、天然ダム等の崩壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	鉄道・道路・空港等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第2項 評価の実施

具体的には、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、現在、各関連計画に位置づけられている施策を精査し、個別施策ごとの課題を分析するとともに、施策の達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を分析・評価した。

脆弱性評価の結果は、別紙に記載する。

第5章

起きてはならない最悪の事態別の対策

第1節 具体的な取組の推進

第1項 個別施策の推進

本市における41項目の「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、次のように189項目に及ぶ個別施策を推進する。

起きてはならない最悪の事態		項目	ページ
1-1	市内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	①～⑰	26
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生	①～⑦	34
1-3	大規模津波等による多数の死者の発生	①～⑪	37
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	①～④	42
1-5	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態	①～⑧	46
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等死傷者の発生	①～⑰	48
2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	①～⑨	56
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	①～④	60
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	①～⑤	61
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	①～②	63
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水食料等の供給不足	①～②	64
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	①～⑤	64
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	①～⑥	65
3-1	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	①～②	67
3-2	市役所機能の機能不全	①～⑦	67
3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	①	70
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	①～②	71
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態	①～③	71
5-1	サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下	①～②	72
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	①～②	73

5-3	コンテナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	①	7 3
5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	①～②	7 4
5-5	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態	①	7 4
5-6	食料等の安定供給の停滞	①	7 4
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	①～②	7 5
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	①～②	7 5
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	①～⑤	7 5
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	①～⑤	7 6
6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶	①	7 6
7-1	市街地での大規模火災の発生	①～③	7 7
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	①～⑦	7 7
7-3	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	①～③	7 8
7-4	ため池、ダム、防災施設、雨水幹線、排水ポンプ、天然ダム等の崩壊・機能不全による二次災害の発生	①～④	7 8
7-5	有害物質の大規模拡散・流出	①～③	7 8
7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	①	7 9
7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	①	8 0
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①	8 1
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①～②	8 1
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①～⑮	8 2
8-4	鉄道・道路・空港等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①～⑦	8 9
8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①～⑪	9 0

(事前に備えるべき目標)

1. 発災時・発災直後の直接死を最大限除く

(起きてはならない最悪の事態)

1-1. 市内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

施策番号	1-1 ①	担当課	都市整備課
施策内容	防火地域等の指定促進		
取組み	・都市の不燃化を促進するため、建ぺい率60%以上の地域で防火、準防火地域の指定を進め、不燃化を図る。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022~2029年度 (令和4~11年度)	
○尾崎駅周辺の近隣商業地域の一部と桃の木台地区の近隣商業地域を準防火地域に指定。防火地域の指定はない		⇒	
関連計画		・阪南市都市計画マスタープラン ・阪南市地域防災計画 ・大阪府強靱化地域計画 1-1②	

施策番号	1-1 ②	担当課	危機管理課・河川農水課
施策内容	消防用水の確保対策		
取組み	・地震発生時に、火災による被害を軽減するため、消防用水の確保に向けた以下の取組みを大阪府と連携して取り組む。 ・ため池や農業用水路の貯水を消火用水や生活用水への活用、耐震性防火水槽の整備促進。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022~2029年度 (令和4~11年度)	
○ため池や農業用水路の水を活用し、防災活動に取り組む防災協定締結0件 ○市内防火水槽113箇所 (R3年)		○ため池や農業用水路の水を活用し、防災活動に取り組む防災協定の締結促進 ○耐震性防火水槽の整備	
関連計画		・大阪府ため池防災・減災アクションプラン	

施策番号	1-1 ③	担当課	河川農水課・危機管理課
施策内容	防災農地の登録		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、避難地を確保するため、防災上の役割が期待できる農地について、大阪府と連携し、「防災農地（注）」の登録を促進する。 <p>(注)防災農地：営農を通じて保全されている農地等で、災害時に防災空間として使用するもの。</p>		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○防災農地の登録推進		○大阪府と連携して、防災農地の登録促進	
関連計画			

施策番号	1-1 ④	担当課	各施設所管課
施策内容	市有建築物の耐震化		
取 組	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、市有建築物の被害を軽減し、市民・利用者の安全と市業務の継続性を確保するため「阪南市耐震改修促進計画」において示す耐震化への取組みの基本的な考え方を踏まえ耐震化対策を実施する。 ・地震発生時にも起こりうる火災発生について、的確な避難行動につなげるため、地域利用者において自衛消防訓練を実施する。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○現状の耐震化率の目標 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に重要な機能を果たす建築物 60% (H28年度) ・市有建築物全体 69.3% (H28年度) ○自衛消防訓練の未実施施設がある ○市内43か所にある住民センターの内、17か所は新耐震基準に適合しているが、26か所は旧耐震基準となっている ○給食センターは、設置してから37年が経過し、その間、大規模な建物改修を実施していないことから、かなり老朽化が進行している。		○老朽化等による建替え又は改修について、その手法や用地の選定等、総合的に調査研究を行う。 ○阪南市公共施設等総合管理計画を踏まえた耐震化の促進 ○災害発生時を想定した自衛消防訓練の実施 ○耐震改修工事を行うための基金の創設 ○基金を活用した耐震改修	
関連計画		・阪南市公共施設等総合管理計画	

施策番号	1-1 ⑤	担当課	都市整備課
施策内容	民間住宅・建築物の耐震化の促進		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「阪南市耐震改修促進計画」及び「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画H28～H37）」に基づき、耐震改修に加え、建替え、除却、住替え等、さまざまな取組みによる木造住宅の耐震化や多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進を働きかける。（住宅・建築物安全ストック形成事業） 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○耐震化率 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅 77.7% (平成28年推計値) ・多数の者が利用する建築物 90.0% (平成28年) ・危険物の貯蔵等の用途に供する建築物 66.7% (平成28年) ・緊急輸送路等を閉塞させるおそれのある建築物 90.6% (平成28年) 		○耐震化率 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅 (90%) ・特定既存耐震不適格建築物 (民間) (95%) 	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> ・阪南市耐震改修促進計画 	

施策番号	1-1 ⑥	担当課	危機管理課・都市整備課
施策内容	住宅の液状化対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、大阪府においては府域の液状化の可能性マップを公表し、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に府民相談窓口が設置されていることから、本市は、民間住宅・建築物の所有者が液状化対策の重要性を理解し、取組みが進められるよう、大阪府及び関係団体等と連携を図りながら確実な普及啓発を進める 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○阪南市総合防災マップに記載 (R3)		○新たな知見による更新があった場合、市民へ周知する	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> ・阪南市地域防災計画 ・大阪府強靱化地域計画 1-1② 	

施策番号	1-1 ⑦	担当課	都市整備課
施策内容	災害に強い良質なマンション整備		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は大阪府と連携を図り、建物の安全性が確保され、被災時においても一定の生活維持が可能な住宅や仕組みを普及させるため「大阪府防災力強化マンション認定制度」などを周知する。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
—		○「大阪府防災力強化マンション認定制度」の周知	
関連計画		・大阪府強靱化地域計画 1-1⑨	

施策番号	1-1 ⑧	担当課	危機管理課・道路公園課・河川農水課・下水道課
施策内容	総合防災マップの改訂(支援・活用)		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及びあらゆる災害の危険性等について、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげるため、危機管理課がH27年度に作成した総合防災マップの改訂を行い、情報共有を行う。またそれを活用した避難訓練の実施を働きかける。 ・総合防災マップの中で、排水区域内において一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道その他の排水施設及び河川その他の公共の水域に雨水を排水できないことにより発生する浸水を対象とした内水想定区域に特化したハザードマップの作成を行う。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○総合防災マップの作成(R3年度) ○総合防災マップを用いた防災講座の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○改訂された総合防災マップの周知及びマップを活用した避難訓練の実施 ○改訂された総合防災マップのハザード情報を基に要配慮者施設避難確保計画の作成支援 	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> ・阪南市地域防災計画 ・阪南市総合防災マップ 	

施策番号	1-1 ⑨	担当課	危機管理課
施策内容	消防団の活動強化		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の機能強化を図るため消防車両・小型ポンプ・無線などの防災資機材や安全確保装備の充実強化を進める。 ・消防団活動への市民理解の促進と自治会・自主防災組織等との連携強化に向けた取組みを進める。 ・今後より大きな役割が期待される女性消防団員の加入促進を図る。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○消防団員104人 (R3年) ○女性消防団員 (8人の女性団員を採用) 		<ul style="list-style-type: none"> ○消防団の装備等の充実 (R4) ○女性消防団員の採用 (引続き継続的に採用する) ○消防団員の救命処置等の受講 ○自治会・自主防災組織と連携した地域防災訓練の実施 	
関連計画			

施策番号	1-1 ⑩	担当課	市民福祉課・危機管理課
施策内容	「避難行動要支援者」支援の充実		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の高齢者、障がい者等、「避難行動要支援者」に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備が図られるよう、平成22年3月に災害時要援護者支援マニュアルを作成した。 ・ 平成23年9月に公民協働で災害時要援護者支援連絡調整会議を設置し、要援護者の情報伝達や情報の共有等の議論を重ね、平成26年3月に災害時要援護者支援マニュアルを改訂し、要援護者及びその支援者向けに災害時要援護者支援プランを作成した。 ・ 毎年度、地域の高齢者、障がい者等の要援護者の「避難行動要支援者名簿」更新作業を行う。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○平成21年度に災害時要援護者支援マニュアルを作成、平成23年度に災害時要援護者支援連絡調整会議を設置、平成25年度に災害時要援護者支援プランを作成 ○平成25年度末に高齢者、障がい者等の要援護者の「避難行動要支援者名簿」を作成し、毎年度、名簿の更新を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障がい者等の要援護者の「避難行動要支援者名簿」作業の継続 ○避難確保計画の作成促進 ○避難行動要支援者や災害時要配慮者施設職員を対象とした防災訓練の実施 	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪南市地域福祉推進計画及び同実施計画 ・ 阪南市障がい者基本計画 	

施策番号	1-1 ⑪	担当課	危機管理課
施策内容	在住外国人への防災情報の提供		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震発生時に、在住外国人の安全を確保するため、ハザードマップの多言語化の充実など在住外国人にわかりやすい防災情報を市町村ホームページにて掲載していく。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○総合防災マップの多言語版を市HPにて掲載(5か国分)		○総合防災マップの改訂に伴い、多言語版も更新を行っていく	
関連計画		・ 阪南市総合防災マップ	

施策番号	1-1 ⑫	担当課	生涯学習推進室
施策内容	文化財所有者・管理者の防災意識の啓発		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、消火栓等の設置・改修や消火・避難訓練等の実施を働きかける。 ・地震発生時に人的被害を軽減するため、文化財所有者等に対して、地震発生時の情報伝達や避難誘導に取り組むよう働きかける。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○「重要文化財(建造物)波太神社 本殿、末社三神社本殿の地震に対する対処方針」の作成(H31年度) ○重要文化財(建造物)指定文化財管理(防災設備保守点検)費の助成(例年) ○防災訓練の実施(例年) 		<ul style="list-style-type: none"> ○所有者等において災害や盗難等に対するリスク把握、対処方針作成の促進 ○文化財防火デー等における消火・避難訓練の実施 	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	1-1 ⑬	担当課	都市整備課・危機管理課
施策内容	鉄道施設の防災対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は国、大阪府と連携を図り、地震発生時に人的被害を軽減するとともに、地震発生後に防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、鉄道事業者に鉄道施設等の耐震化を働きかける。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
—		○鉄道事業者と協議し、鉄道施設等の耐震化を推進する	
関連計画		・大阪府強靱化地域計画 1-1⑮	

施策番号	1-1 ⑭	担当課	都市整備課
施策内容	被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備		
取組み	・地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録を進め、判定体制の充実を図る。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○市職員における被災建築物応急危険度判定士登録者・被災宅地危険度判定士登録者の確保		⇒	
関連計画		・阪南市地域防災計画 ・大阪府強靱化地域計画 1-1⑯	

施策番号	1-1 ⑮	担当課	危機管理課
施策内容	救命救急士の養成・能力向上		
取組み	・地震発生時に、救急救命活動を的確に行う体制を強化するため泉州南消防組合と連携を行っていく		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
—		○救急救命活動を的確に行う体制を強化するため泉州南消防組合に働きかけていく	
関連計画			

施策番号	1-1 ⑯	担当課	都市整備課
施策内容	大規模盛土造成地マップの公表		
取組み	・ 普段から居住する宅地の状況を知り、災害の事前防止や被害の軽減につながるよう、公表されている市内の大規模盛土造成地マップの周知を行うとともに、宅地防災パトロールなどを実施する。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○台風や大雨など災害発生の恐れがある場合に備え宅地防災パトロールの実施		○大規模盛土造成地の造成年代調査 ○第1.5次スクリーニング調査実施 ○第2次スクリーニング調査実施 ○耐震化工事実施	
関連計画		・ 阪南市地域防災計画 ・ 大阪府強靱化地域計画 1-1⑱	

施策番号	1-1 ⑰	担当課	都市整備課
施策内容	空家等対策の推進		
取組み	・ 管理不全の空家等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐため、「阪南市空家等対策計画」に基づき、空家等の適正管理や除却、空家等の有効活用を促進するとともに、老朽危険空家等の特定空家等への適切な措置を推進します。（住宅地区改良事業等「空き家再生等推進事業」）		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○阪南市空家等対策協議会の設置・運営 ○阪南市空家等庁内調整会議の設置・運営 ○阪南市空家等対策計画の策定（平成29年4月）、計画に基づく空家等対策の実施 ○阪南市空家等対策計画の改定（令和4年3月31日）		○改定された阪南市空家等対策計画に基づく空家等対策の実施	
関連計画		阪南市空家等対策計画（令和4年3月） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-1⑱（平成28年3月）	

1-2. 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

① 市有建築物の耐震化 ※取組内容は1-1④に記載

施策番号	1-2 ②	担当課	教育総務課
施策内容	学校の耐震化		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省公立学校施設の耐震改修状況調査対象建物のうち統合により閉校する校舎以外の耐震化は、平成27年度末に完了している。 ・ 文部科学省調査対象外の小規模建物の幼稚園園舎の耐震化などに取り組んでいる。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<p>○耐震化率(文部科学省公立学校施設の耐震改修状況調査対象 非木造2階建以上又は延床面積200㎡以上・木造3階以上又は延床面積500㎡以上)</p> <p>小学校 100% (R2.4) 中学校 100% (R2.4)</p> <p>幼稚園 100% (R2.4)</p> <p>令和2年度に上記以外の小規模園舎の耐震化が完了し計画はすべて完了。</p>		<p>○非木造2階建以上又は延床面積200㎡以上の建物・木造3階以上又は延床面積500㎡以上の建物の耐震化は完了しているが、調査対象外の小規模の幼稚園園舎の耐震化を進める</p>	
関連計画			

施策番号	1-2 ③	担当課	市民福祉課・介護保険課・健康増進課 こども政策課・こども支援課
施策内容	病院・社会福祉施設の耐震化		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「阪南市耐震改修促進計画」を平成28年度に改定し、本市の耐震化対策を推進している。また、本市では、さらなる建築物の耐震化を促進するため、平成31年度に「阪南市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定した。 ・公設の「さつき園・まつのき園」（障がい者施設）が福祉避難所の指定となっており、耐震対策を検討していく。 ・指定管理の「たんぼぼ園」（障害児施設）の耐震診断を実施する。 ・介護施設の耐震化に向けて地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金制度の周知を図る。 ・地震等発生時に子どもの安全確保と施設の被害を軽減するために阪南市総合計画、阪南市公共施設等総合管理計画、及び阪南市子育て拠点再構築方針に基づき施設整備を進める。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○公設民営にて、障がい福祉サービスを提供しており、施設に関する耐震化は進んでいない ○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金制度を利用し、大規模改修を行った施設（認知症グループホーム1件） ○市町村災害医療センター(阪南市民病院)耐震化済 ○市立の児童福祉施設及び障害児通所施設のうち新耐震基準を満たす割合40%（2所／5所中） (残りの施設のうち尾崎保育所は令和4年度から尾崎幼稚園と統合され、新築・移転の予定) ○子育て支援施設中、耐震診断未実施であった子育て総合支援センターは令和2から3年度に耐震診断を実施した。 		<ul style="list-style-type: none"> ○国及び大阪府の目標である耐震化率に近づくよう、耐震化の促進を図っていく ○老朽化・耐震化の状況を見極め、交付金の活用を周知し、緊急性の高い社会福祉施設に耐震化の整備を促す ○施設の設置状況を見定めながら、新築・移転等の措置を講ずるとともに、老朽化対策を含めた施設整備を進める。令和5年度以降に石田保育所と下荘保育所の統合により施設整備を進める予定 ○子育て総合支援センターは公共施設等の取扱い方針で継続して使用する施設とされたため、既存不適格と指摘されていた施設のブロック塀について令和4年度、改修工事を実施する。 	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> ・阪南市耐震改修促進計画 ・阪南市地域防災計画 ・阪南市総合計画 ・阪南市公共施設等総合管理計画 ・阪南市子育て拠点再構築方針 	

④ 民間住宅・建築物の耐震化の促進 ※取組内容は1-1⑤に記載

⑤ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発 ※取組内容は1-1⑫に記載

⑥ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備

※取組内容は1-1⑭に記載

施策番号	1-2 ⑦	担当課	教育総務課
施策内容	学校施設の老朽対策・防災機能強化等の整備		
取組み	・近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、また南海トラフ地震や直下型地震等の発生も切迫していることに鑑み、学校施設の老朽対策・防災機能強化等の整備を進める。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
—		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
—		○文部科学省が促進する防災・減災に関する国土強靱化関連事業として令和5年度から鳥取東中学校の校舎のトイレ改修を進める。	
関連計画		阪南市学校施設長寿命化個別計画	

1-3. 大規模津波等による多数の死者の発生

施策番号	1-3 ①	担当課	河川農水課
施策内容	防潮堤の津波浸水対策		
取 組	・南海トラフ地震発生に伴う液状化により、堤防が沈下することによる津波浸水被害の拡大を防ぐため、事業主体である大阪府と連携し、防潮堤の液状化対策及び耐震化を推進する。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
—		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
—		○要対策延長全ての対策を完了	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	1-3 ②	担当課	河川農水課
施策内容	樋門・門扉の耐震化等		
取組み	・南海トラフ地震発生に伴う液状化や揺れにより、樋門・門扉等が機能せず津波浸水被害の拡大を防ぐため、事業主体である大阪府と連携し、樋門・門扉等の耐震化を推進する。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
—		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
—		○要対策樋門・門扉全ての対策を完了	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	1-3 ③	担当課	河川農水課
施策内容	樋門機能の高度化		
取組み	・大阪府沿岸部に設置されている水門は、全て高潮対策用に建設されたものであるため、操作開始から閉鎖完了までに時間を要する。一方、南海トラフ地震で発生する津波は、地震発生後、約70分で阪南市域に到達するため、津波到達までに樋門・門扉の閉鎖が間に合わない恐れがあることから、津波で閉鎖する樋門・門扉について、必要な操作員の確保と併せて、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、事業主体である大阪府と連携し、遠隔操作化や自動化を推進する。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
—		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
—		○要対策樋門・門扉全ての対策を完了	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	1-3 ④	担当課	危機管理課
施策内容	津波に関する的確な避難勧告等の判断・伝達		
取組み	・津波に関する的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるように避難勧告等の判断・伝達マニュアルを改訂していく。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂 (平成30年10月)		○令和3年5月20日に改正された災害対策基本法において、避難勧告・指示の1本化が行われたので避難勧告等の判断・伝達マニュアルを改訂していく ○避難指示等の判断・伝達マニュアルを基にした防災訓練の実施 ○国・府の動向を注視し、随時改訂を行っていく	
関連計画		・地域防災計画	

⑤ 総合防災マップの改訂(支援・活用) ※取組内容は1-1⑧に記載

施策番号	1-3 ⑥	担当課	河川農水課・危機管理課
施策内容	堤外地の事業所の津波避難対策		
取組み	・津波発生時に、堤外地(注)にある事業所関係者が迅速に避難できるよう、津波により浸水が想定される事業所等に対し、津波避難計画の作成や避難訓練の実施を大阪府と連携し働きかける。 (注)堤外地：防潮堤よりも海側の土地のこと。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
—		○対象となる事業所において津波避難計画の作成及びそれを活用した避難訓練の実施を大阪府と連携し働きかける	
関連計画		・新・大阪府地震防災アクションプラン18	

施策番号	1-3 ⑦	担当課	河川農水課・危機管理課
施策内容	船舶の津波対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・港内に停泊中の船舶等の津波被害の軽減を図るため、船舶の港外避難や避難できなかった場合の係留強化の手順などを関係機関とともに検討することで、民間事業者に対しこれらを取りまとめた対応マニュアル策定を大阪府と連携し支援する。また、関係機関と連携した訓練に参画する。 ・市内3漁協の港内の維持管理、新港整備や狭隘道路拡幅に関する大阪府への要望活動を支援する 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○市内3漁協の港内の維持管理、新港整備や狭隘道路拡幅に関する大阪府への要望活動を支援		<ul style="list-style-type: none"> ○民間事業者において対応マニュアルの策定 ○同マニュアルを活用した訓練への参画 ○市内3漁協の港内の維持管理、新港整備や狭隘道路拡幅に関する大阪府への要望活動を支援 	
関連計画		・新・大阪府地震防災アクションプラン20	

施策番号	1-3 ⑧	担当課	危機管理課
施策内容	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が連携・協力して災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために地域の実状に応じて自主的に設置し、運営することを基本原則として地域住民の理解と協力を得、効率的に推進していく。災害対策基本法並びに市地域防災計画に定められており、防災活動においては市民協働の概念が不可欠となる。各組織が自主的に活動してもらえるように促進していく 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○現在の自主防災組織数 26組織(令和3年度末) ○外部講師招へいによる防災講座 1回(R3年度) ○危機管理課職員帯同による各自主防災組織の防災講座・防災訓練実施回数 2回(R3年度) 		<ul style="list-style-type: none"> ○地域の自主防災組織活動の充実 ○各自主防災組織の自主的な防災訓練・防災会議の開催促進 ○コミュニティ助成等による、防災資器材の配布促進 	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	1-3 ⑨	担当課	河川農水課
施策内容	津波防御施設の閉鎖体制		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> 本市は、津波防御施設（樋門・門扉等）の操作に従事する現場操作員の安全を確保するため、大阪府と連携した訓練の実施により、操作の確実性・迅速性の向上を図り、あわせて操作・退避ルールが実態に即したものとなっているか検証を行う等、津波防御施設の閉鎖体制の充実を図る 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○大阪府と連携した訓練の実施 2回/年（1月、9月）		○大阪府と連携した訓練の実施【継続】 ○訓練を踏まえた操作・退避ルールの検証及び見直し	
関連計画		・ 阪南市地域防災計画	

施策番号	1-3 ⑩	担当課	河川農水課
施策内容	高潮特別警報による防潮堤倒壊に対する対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> 本市としては、スーパー台風による高潮特別警報発令に伴い、防潮堤倒壊の可能性が指摘されたことで、施設管理者である大阪府に対し、対策を講じるよう働きかける。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○高潮特別警報による防潮堤倒壊対策を大阪府及び関係機関と協議		○要対策箇所全ての対策を完了	
関連計画		・ 阪南市地域防災計画	

施策番号	1-3 ①	担当課	河川農水課
施策内容	災害時の船の緊急避難や海上輸送が必要となった時の物流拠点としての尾崎港の再整備		
取組み	・尾崎港においては、昭和28年に旧港地区の係船護岸が築造されたが、現在では旧港内のコンクリートの老朽化が著しく、係船護岸に亀裂や腐食が見受けられ、一部が崩落したり、港内水深が確保できないことなど旧港の老朽化が著しい。災害時の船の緊急避難や海上輸送が必要となった時の物流拠点としての再整備が必要であり、港の沖出しによる新港の築造や狭隘である港内道路等を防災道路として拡幅整備することが必要であることから尾崎港旧港の再整備を要望する。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度	
○港の沖出しによる新港の築造や狭隘である港内道路等を防災道路として拡幅整備することが必要な尾崎港旧港の再整備を要望する		○新港の築造や港内道路等を防災道路とした拡幅整備の完了	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

1-4. 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

施策番号	1-4 ①	担当課	危機管理課・河川農水課
施策内容	長期湛水の早期解消に向けた対		
取組み	・地震発生後及び高潮発生後に、一部の地域では津波浸水及び高潮浸水による長期冠水の可能性があることから、関係機関と連携し、防潮堤の仮締切、ポンプ場の機能確保や新設又はポンプ車等による排水等、長期冠水の早期解消のための手順を予め定め、不測の事態に備える。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○長期冠水への対応手順を大阪府及び関係機関と協議		○要対策箇所全ての対策を完了	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	1-4 ②	担当課	河川農水課・下水道課
施策内容	治水対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男里川及び茶屋川については、大阪府に対して、時間雨量50ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも65ミリ程度で床上浸水を発生させない対策の着実な実施を促す。 ・ 下水道については、下水道施設の適切な維持管理を推進しつつ、不明水対策に取り組むとともに、住民及び市町村の避難判断に資するため、下水道内水ハザードマップの作成に取り組む。 不明水対策を進め、下水道の機能維持をはかる。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 想定雨量を大阪府及び関係機関と協議 ○ 大雨時に下水道から溢水する場合がある 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 内水浸水想定区域図（内水ハザードマップ）作成 ○ 不明水対策の強化 	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪南市地域防災計画 	

施策番号	1-4 ③	担当課	河川農水課・道路公園課・下水道課・こども政策課
施策内容	施設の老朽化対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、港湾、海岸、公園、などの都市基盤施設については、各施設の「長寿命化計画」に基づき、耐震化も含めた老朽化対策を進めていく。 ・公共下水道については、阪南市下水道事業ストックマネジメント計画などにもとづき、施設の特性に応じた計画的かつ効果的な改築更新を行い、効率的な維持管理を実施する。また、財政状況を踏まえ、「持続可能な維持管理の仕組み」を構築する。 ・林道、農道、市管理ため池などの施設について、老朽化が進んでおり、効率的な維持管理を実施する。 ・尾崎中学校用地に幼保連携型認定こども園施設を整備し、運営できる民間事業者を選考。 ・尾崎幼稚園と尾崎保育所を統合し、民間事業者による新設の幼保連携型認定こども園を開園する。 ・下荘地区の土地を利活用することとし、旧下荘小学校跡地、または旧天神池を候補地として、石田保育所と下荘保育所を公立の認定こども園として統合する。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○R4.3 (更新) 阪南市道路舗装維持管理計画 策定 ○R2.3 (更新) 阪南市橋梁長寿命化修繕計画 策定 ○H28.3 阪南市公園施設長寿命化計画策定 ○昭和時代に開発された開発地の下水道施設を引継いだ箇所の老朽化が進行している。また、下水道工事の着手から、30年余り経ち、一部施設の老朽化が進みつつある ○林道、農道、市管理ため池などの施設について、維持管理計画未策定 ○尾崎幼稚園 (廃止) 建築後54年経過 ○尾崎保育所 (廃止) 建築後46年経過 (南海トラフ巨大地震の津波浸水想定区域に位置する) ○石田保育所 建築後46年経過 ○下荘保育所 建築後50年経過 <p>いずれの施設も耐震性能不足・老朽化の課題あり</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○阪南市河川長寿命化維持管理計画の策定 ○港湾、海岸の都市基盤整備については、管理者である大阪府に対して、耐震化も含めた老朽化対策を促す ○阪南市下水道事業ストックマネジメント計画の策定 (令和元年度) ○ストックマネジメント計画に伴う各種調査 (令和2年度) ○林道、農道、市管理ため池などの施設について、維持管理計画を策定していく ○尾崎保育所用地の売払いに向けた手続きを開始 (令和3年度) ○令和4年4月 尾崎幼稚園と尾崎保育所を統合し、民間事業者による認定こども園の開園 ○石田保育所と下荘保育所を公立の認定こども園として統合 (令和5年度以降予定) 	

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪南市道路舗装維持管理計画 ・ 阪南市橋梁長寿命化修繕計画 ・ 阪南市公園施設長寿命化計画 ・ 阪南市下水道事業ストックマネジメント計画 ・ 阪南市下水道長寿命化計画 ・ 阪南市子育て拠点再構築方針
------	--

施策番号	1-4 ④	担当課	下水道課
施策内容	下水道機能の早期確保		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の適切な維持管理を推進しつつ、不明水対策に取り組むとともに、住民及び市町村の避難判断に資するため、下水道内水ハザードマップの作成に取り組む。 ・ 不明水対策を進め、下水道の機能維持をはかる。都市基盤施設となる公共下水道については、阪南市下水道事業ストックマネジメント計画などにもとづき、施設の特性に応じた計画的かつ効果的な改築更新を行い、効率的な維持管理を実施する。 ・ また、財政状況を踏まえ、「持続可能な維持管理の仕組み」を構築する。 ・ ライフラインである下水道機能を早期回復し、下水道処理にあたる。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○未耐震化の下水道施設の把握 ○引継ぎを受けた旧コミプラ地域の下水道施設や市が施工した施設も老朽化が進みつつある ○不明水対策の調査 		<ul style="list-style-type: none"> ○内水ハザードマップの策定（令和4年度） ○阪南市下水道事業ストックマネジメント計画に伴う各種調査及び改修 ○適切な維持管理（適宜） ○早期機能確保のための訓練 等（適宜） 	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪南市下水道事業ストックマネジメント計画 ・ 阪南市下水道BCP計画 	

1-5. 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

施策番号	1-5 ①	担当課	河川農水課
施策内容	ため池の防災・減災対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害から人命、財産を守るため、ため池や水路などの農業用施設の防災・減災対策を大阪府と連携し推進。 ・ 「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に基づき、大阪府による対象ため池の耐震診断を計画的に実施するとともに、診断結果を踏まえ必要な耐震対策を大阪府と連携し実施する ・ また、ソフト対策として、大阪府と連携し、ため池ハザードマップの作成、住民周知及び活用を進める。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府による耐震診断の実施 6箇所 ○ハザードマップ作成、1箇所 		<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府ため池防災・減災アクションプランに基づく大阪府による耐震診断の実施【継続】 ○診断結果を踏まえ必要な耐震対策の計画的実施 ○ハザードマップ作成、住民周知及び活用【継続】 	
関連計画		・大阪府ため池防災・減災アクションプラン	

② 治水対策 ※取組内容は1-4②に記載

施策番号	1-5 ③	担当課	河川農水課・都市整備課・危機管理課
施策内容	土砂災害対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府において、土砂災害発生リスクを周知するための土砂災害防止法に基づいた区域指定を進めており、残る区域の指定に伴い、本市民に周知を行う。 ・ 土砂災害特別警戒区域内に位置する不適格建築物について、移転や補強等の実施を促進し被害の軽減・防止に努める。(住宅・建築物安全ストック形成事業) 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○総合防災マップなどを用いて、現在指定済み箇所の周知は完了 ○総合防災マップの改訂(R3年度) 		○要対策必要箇所全ての周知を完了	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪南市地域防災計画 ・ 大阪府強靱化地域計画 1-5③ 	

施策番号	1-5 ④	担当課	河川農水課
施策内容	山地災害対策		
取組み	・保安林を対象として、土砂の流出防止、土砂の崩壊防止等の、森林の防災機能を高めることを目的に、荒廃森林における間伐等の森林整備を大阪府と連携し計画的にすすめていく。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○阪南市地域森林整備計画の更新		○保安林を対象として、土砂の流出防止、土砂の崩壊防止等の、森林の防災機能を高めることを目的に、荒廃森林における間伐等の森林整備を大阪府と連携し計画的に進める	
関連計画		・大阪府地域森林計画 ・阪南市地域森林整備計画	

施策番号	1-5 ⑤	担当課	危機管理課
施策内容	風水害・土砂災害に関する的確な避難勧告等の判断・伝達		
取組み	・津波に関する的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるように避難勧告等の判断・伝達マニュアルを改訂していく。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂 (平成30年10月)		○令和3年5月20日に改正された災害対策基本法において、避難勧告・指示の1本化が行われたので避難勧告等の判断・伝達マニュアルを改訂していく ○避難指示等の判断・伝達マニュアルを基にした防災訓練の実施 ○国・府の動向を注視し、随時改訂を行っていく	
関連計画			

⑥ 施設の老朽化対策 ※取組内容は1-4③に記載

施策番号	1-5 ⑦	担当課	下水道課
施策内容	下水道施設の耐震化等		
取組み	・市民生活に不可欠なライフラインである下水道の耐震化を進め、下水道機能の維持・向上をはかる。また、併せて、下水道施設の老朽化対策等にも取り組んでいく。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○平成9年度に新しい耐震基準に改定され、避難箇所や緊急交通路に埋設・供用されている重要な汚水幹線約14kmのうち約2kmがこの基準を満たしており、残りの12kmは耐震診断が必要な状況		○下水道事業の動向を見極めつつ、年次的に下水道幹線を中心に、耐震化をはかる ○令和4年度に「阪南市下水道総合地震対策計画」を策定し、耐震化をはかる	
関連計画		・阪南市下水道事業ストックマネジメント計画 ・阪南市下水道長寿命化計画	

⑧ 下水道機能の早期確保 ※取組内容は1-4④に記載

1-6. 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等死傷者の発生

① ため池の防災・減災対策 ※取組内容は1-5①に記載

② 津波に関する的確な避難勧告等の判断・伝達 ※取組内容は1-3④に記載

③ 堤外地の事業所の津波避難対策 ※取組内容は1-3⑥に記載

④ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

※取組内容は1-3⑧に記載

施策番号	1-6 ⑤	担当課	学校教育課・こども家庭課
施策内容	学校・保育施設等における防災教育の徹底と避難体制の確保		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアルに基づき、各学校園において学期に1回程度の避難訓練を実施し、災害時の具体的な対応等について学習を重ねるとともに、避難体制の充実を図っている。 ・災害の危難から子どもの生命を守り安全を確保し、また子どもに自分自身の身を守る意識を育むため、市立保育所において、計画的に避難訓練・防災訓練に取り組む。 ・災害時に備えて、各学校において保護者に協力いただき児童生徒の引き渡し訓練に取り組む。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練の実施 ○危機管理マニュアルの充実 ○市立保育所において毎月避難訓練を実施 (年12回) 防災訓練は年2～3回実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○防災教育については、理科、社会化、国語科などとのつながりを意識する教科横断的な視点や地域と協働する視点など、カリキュラム・マネジメントの推進によって、より効果的な取組とする ○市立保育所において、計画的に避難訓練・防災訓練を実施する。また、他の市内保育施設等においても、防災・減災の認識を共有し、避難訓練・防災訓練の継続を促す 	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> ・阪南市地域防災計画 ・阪南市総合計画 	

施策番号	1-6 ⑥	担当課	危機管理課・図書館
施策内容	市民の防災意識の向上		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の防災意識の向上を図るため、地震発生時に市民一人ひとりが自ら命を守る行動をとるとともに、自身の安全を確保の上で地域での「共助」による防災活動にも取り組めるよう、防災に関する講習会や訓練、市のHP等による広報を充実する。 ・防災関連の図書等を収集し、市民に貸し出す。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○阪南市総合防災訓練の実施(平成31年1月) ○外部講師による防災講座の実施 2回(令和元年度) ○市HP等の広報活動 ○防災関連図書等の収集・貸出 ○阪南市総合防災マップの再作成及び全戸配布を行う(R3年度) 		<ul style="list-style-type: none"> ○外部講師による防災講座の定期開催 ○総合防災訓練の実施(R3年度) ○市HPにて防災情報の充実化 ○図書館特集コーナーの展示による啓発 	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	1-6 ⑦	担当課	危機管理課
施策内容	「逃げる」防災訓練等		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、市民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、国・府や防災関係機関等と連携し、防災訓練や防災イベントを充実し、市民の防災意識の向上を図る。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○阪南市総合防災訓練の実施(平成30年1月) ○危機管理課職員帯同による各自主防災組織の防災講座・防災訓練実施回数 1回(R3年度) 		<ul style="list-style-type: none"> ○防災関係機関等と連携した総合防災訓練の実施 ○幅広い世代の市民を対象とした防災訓練の実施 	
関連計画		・地域防災計画	

施策番号	1-6 ⑧	担当課	危機管理課
施策内容	大阪880万人訓練の充実		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、市民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、「大阪880万人訓練（災害伝達訓練）」の参加を毎年行い、的確な避難行動につなげる。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪880万人訓練（災害伝達訓練）」の参加 ○広報等にて大阪880万人訓練の周知啓発 ○緊急速報メールの配信訓練 		<ul style="list-style-type: none"> ○毎年の大阪880万人訓練の参加及び訓練内容の充実 ○防災関係機関との連動訓練の実施 	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画 	

⑨ 「避難行動要支援者」支援の充実 ※取組内容は1-1⑩に記載

施策番号	1-6 ⑩	担当課	健康増進課
施策内容	医療施設の避難体制の確保		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、火災、停電、台風時に職員及び入院患者等を生命の危機から守るべき行動基準（マニュアル）の作成と、避難訓練の実施を働きかける。 ・災害時医療センターとして、自治体・消防機関・他の医療機関と連携をとり災害医療体制を整えられるよう働きかける。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○阪南市民病院災害マニュアル (令和3年7月1日 改定) ○火災訓練の実施：年2回 ○地震想定に対して机上訓練：年1回 ○災害時N T T 優先電話2回線、公衆電話院内3台。保健所や市町村との情報伝達体制あるが電話回線のみ 		<ul style="list-style-type: none"> ○災害マニュアルの随時改訂 ○マニュアルに基づく火災訓練を継続実施 	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> ・阪南市地域防災計画 	

施策番号	1-6 ⑪	担当課	市民福祉課・介護保険課
施策内容	社会福祉施設の避難体制の確保		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の通所施設利用者が、災害時に迅速かつ安全に避難等できるように、施設ごとに「災害対策マニュアル」の作成や避難訓練の実施を働きかける。 ・介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な計画を定めることとされている。保険者としても実地指導、運営推進会議において、避難訓練の実施状況を確認、また、避難訓練した結果を踏まえて、水害・土砂災害を含めて計画の見直しを行うよう指導、助言を行う。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者（児）の通所施設について、年に数回、避難訓練（火災・地震・津波等を想定）を実施している ○介護保険施設等は、実地指導、運営推進会議で避難訓練の実地状況、非常災害計画の内容を確認している。令和3年度は、水防法等に基づく避難確保計画書の提出を求めた。 		<ul style="list-style-type: none"> ○「災害対策マニュアル」の作成や継続的に避難訓練の実施をよびかける ○介護保険施設等は、実地指導において、水害・土砂災害を含めての非常災害計画の見直しを行うよう指導する。併せて、避難確保の計画書も確認していく。 	
関連計画		・非常災害計画	

施策番号	1-6 ⑫	担当課	危機管理課
施策内容	防災情報の収集・伝達		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時には大規模な通話支障が生じ、大部分の通話が困難になると想定されているため、大阪府防災行政無線を活用し、防災情報システムを的確に運用することにより、市内の被害状況把握等において、継続して防災情報の収集や国・府への伝達体制を確保する。 ・必要に応じ、災害対策本部において、被害状況の収集・分析、応急復旧活動に係る総合調整を行う。 ・あわせて、おおさか防災ネット・Lアラート等を活用するとともに、SNS等の市民からの情報の活用方策を検討する等、情報収集手段の多重化に取り組むことにより、防災情報の収集・伝達体制の充実を図る。 ・阪南市一斉情報配信サービスにて防災情報の配信を行う。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○市内同報系・移動系デジタル防災行政無線や大阪府防災行政無線を活用し、防災情報システムを的確に運用することにより、継続して防災情報の収集・伝達体制を確保 ○令和3年3月より電話・LINE・SNSに防災情報を配信する阪南市一斉情報配信サービスの運用を開始 		<ul style="list-style-type: none"> ○防災情報システムの的確な運用及び必要な情報の点検・充実 ○市内において、個別受信機の普及促進を行う ○阪南市一斉情報配信サービスの加入促進を行う 	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

⑬ 在住外国人への防災情報の提供 ※取組内容は1-1⑪に記載

施策番号	1-6 ⑭	担当課	危機管理課・まちの活力創造課
施策内容	外国人旅行者の安全確保		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、阪南市に観光等で来訪している外国人が身の安全を守る上で必要な情報等を多言語化し、滞在外国人に対して円滑に情報伝達できる体制を整える。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○総合防災マップの多言語版を市HPにて掲載(5カ国分)		○防災に関する情報を多言語化したチラシを作成し、阪南市観光協会等を通じて配布する	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	1-6 ⑮	担当課	シティプロモーション推進課・危機管理課
施策内容	災害時の市民への広報対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に住民が行政からの情報を確実に受け取り、より安全に行動できるよう、平常時から防災意識が高まる広報活動の充実を図る。 阪南市一斉情報配信サービスにて防災・緊急情報の配信を行う。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> 市から発信する防災情報を受けてとるべき行動や、大阪防災ネットエリアメール配信のイメージなどを周知し災害時に住民がより安全に行動できるように努めた。 令和3年3月より電話・LINE・SNSに防災・緊急情報を配信する阪南市一斉情報配信サービスの運用を開始 		<ul style="list-style-type: none"> 市から発信する防災情報を受けてとるべき行動や、大阪防災ネットエリアメール配信のイメージなどをより分かりやすく周知し、災害時に住民がより安全に行動できるように努める。 各情報発信ツールを的確に運用することにより、継続して防災情報の収集・伝達体制の充実を図る 阪南市一斉情報配信サービスの加入促進を行う 	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

⑩ 治水対策 ※取組内容は1-4②に記載

施策番号	1-6 ⑩	担当課	河川農水課
施策内容	河川の防災テレメーターの整備		
取組み	・事業主体である大阪府と連携し、河川テレメータ（水位計、監視カメラ等）の設置を推進する。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○市内設置箇所 3か所(R1年度) ○設置箇所等を大阪府及び関係機関と協議		○要対策必要箇所全ての対策を完了	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1. 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

施策番号	2-1 ①	担当課	健康増進課
施策内容	医薬品、医療用資器材の供給		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後に、安定して医薬品、医療用資器材を確保するために、大阪府とともに、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材等の確保体制を整備している。 ・市災害医療センターにおいては医薬品、医療用資器材を最低3日分備蓄している。 ・引き続き、医療関係機関と協力し、協定をもとに救命に関して必要である品目と量について、点検を行いながら、必要量を確保する。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○災害拠点病院、市災害医療センター（阪南市民病院）等での備蓄 ○泉佐野泉南医師会、泉佐野泉南歯科医師会との災害協定書締結（H29.3） ○泉南薬剤師会との災害協定書締結（H26.7） ○輸血用血液等の確保は、血液センターが大阪府と協議のうえ、適正在庫を確保している 		<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に備蓄品の品目、数量の点検と確保を行う 	
関連計画		・ 阪南市地域防災計画	

施策番号	2-1 ②	担当課	都市整備課・河川農水課・道路公園課・危機管理課
施策内容	広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路等の通行機能の確保		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・第二阪和国道の複線化の早期実現を図り、広域緊急交通路等の通行機能を確保するため、国、府に働きかける。 ・地震発生後に、市内の各防災拠点との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路及び地域緊急交通路の通行機能を確保するため、阪南市橋梁長寿命化修繕計画を基に、橋梁の修繕及び耐震化について強化を図る。 ・防災活動を支える道路ネットワークの整備を行い、災害時における緊急交通路の多重性、代替路の確保や防災拠点アクセス等の向上を国、府及び関係機関等と連携の強化を図る。 ・地震発生後に、農村地域からの避難や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、避難路、輸送路として活用できる農道を大阪府と連携し整備する。 ・地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、広域緊急交通路及び地域緊急交通路に指定された路線、区間について、無電柱化を推進する。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○本市、岬町及び和歌山市の3団体で構成している第二阪和国道複線化連絡協議会において、第二阪和国道の複線化を国、府に対して要望している。 ○地域緊急交通路内にある橋梁 平成橋（箱作駅前線） 1号橋（石田桑畑線） 東鳥取12号橋（東鳥取246号線） 		<ul style="list-style-type: none"> ○第二阪和国道の複線化を国、府に対して引き続き要望していく。 ○地域緊急交通路内にある橋梁の調査及び耐震化。 ○基幹的農道の整備を大阪府と連携し進める。 ○無電柱化の推進 	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> ・阪南市地域防災計画 ・阪南市橋梁長寿命化修繕計画 ・新・大阪府地震防災アクションプラン45 	

施策番号	2-1 ③	担当課	道路公園課
施策内容	迅速な道路啓開の実施		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、指定緊急交通路の迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、関係機関と連携し、道路啓開体制等の充実を図る。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○平成20年11月に大規模災害における応急復旧作業等に関する協定を締結（阪南市建設業協同組合）		○道路啓開体制等の更なる充実を図る	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	2-1 ④	担当課	危機管理課
施策内容	食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・阪南市地域防災計画上で、必要備蓄量の目標を達成するために、万一の際の被災者支援のための計画的な備蓄に努める。 ・集配体制については、避難所を運営する各団体等と協議や訓練を行い、各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送などのシステムを充実させていく。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○各備蓄物資の消費期限を鑑みて、計画的な備蓄を行う		○必要備蓄量の目標を達成にむけての計画的な備蓄	
○新型コロナウイルス感染症対策に応じた災害用備蓄品の購入(R2・3年度)		○避難所運営を担う関係者との避難所運営訓練	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

⑤ 市有建築物の耐震化 ※取組内容は1-1④に記載

施策番号	2-1 ⑥	担当課	危機管理課
施策内容	水道の早期復旧及び飲料水の確保		
取組み	<p><水道の早期復旧></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪広域水道企業団において、水道施設・管路の更新・耐震化等を積極的かつ計画的に実施するとともに、基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水確保等対策を重点的に働きかける。 ・また、地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道（用水供給）事業者間での連携の強化を働きかける。 <p><飲用水確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓」等の活用、市の備蓄及び協定に基づく大阪広域水道企業団内の備蓄水供給により確保に努める。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○阪南水道工事業協同組合との間で「大規模災害における応急復旧作業等に関する協定」を締結(H21.2.25) ○大阪広域水道企業団との間で「災害用備蓄水の保管及び館に関する覚書」を締結(H31.4.1) 		<ul style="list-style-type: none"> ○締結済の大阪広域水道震災対策相互応援協定に基づき横断的な訓練通じて連携強化を目指す 	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	2-1 ⑦	担当課	危機管理課
施策内容	井戸水等による生活水の確保		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、生活水の確保を図るため、地域の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸としての登録を進めるように働きかける。 ・大阪府に府のホームページでの災害時協力井戸の情報掲載等を行う等、事業の周知及び市民への情報提供を働きかける。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○阪南市内における災害時協力井戸数 20カ所(R2年度現在)		<ul style="list-style-type: none"> ○災害時協力井戸の登録事業の促進 ○府のホームページによる事業周知及び登録情報の提供 	
関連計画			

施策番号	2-1⑧	担当課	道路公園課
施策内容	広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電事業		
取組み	・ 阪南市唯一の広域避難地に接続している地域緊急交通路である箱作駅前線の道路照明をLED化し、無停電装置を広域避難地である桃の木台中央公園に設置する。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
—		○箱作駅前線の道路照明のLED化 ○桃の木台中央公園に無停電装置を設置	
関連計画		・ 阪南市地域防災計画	

施策番号	2-1⑨	担当課	学校給食センター
施策内容	学校給食センター改修事業		
取組み	・ 学校給食センターの改修時に、災害対応として、災害時に炊き出しができる施設を検討する。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○阪南市立学校給食センター改修事業発注者支援（CM）等業務委託開始。改修に併せて災害時に炊き出しができる施設を検討する。		○設計施工業者を選定し、令和5年度設計、令和6年度施工する。	
関連計画		・ 阪南市公共施設等総合管理計画 ・ 阪南市学校施設長寿命化個別計画	

2-2. 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- ① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路等の通行機能の確保
※取組内容は2-1②に記載
- ② 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容は2-1③に記載

施策番号	2-2 ③	担当課	道路公園課
施策内容	道路防災対策		
取組み	・災害（地震・豪雨等）により道路法面の崩落や、橋梁の落下等で孤立集落をなくすため点検を進め、橋梁の修繕工事を行い、耐震化についても強化を図る。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○各橋梁の状況 下川橋（平成29年度修繕工事完了） 2号橋（平成29年度修繕工事完了） 亀川橋（平成31年度修繕工事完了） 新衛橋（平成31年度修繕設計）		○各橋梁の今後の工事 東鳥取12号橋（修繕工事） 1号橋（修繕工事） さつき橋（修繕工事） 桐川橋（修繕工事）	
関連計画		・阪南市地域防災計画 ・阪南市橋梁長寿命化修繕計画	

④ 広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電事業

※取組内容は2-1⑧に記載

2-3. 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

① 消防団の活動強化 ※取組内容は1-1⑨に記載

施策番号	2-3②	担当課	健康増進課
施策内容	中長期も含めた災害医療提供体制		
取組み	<p><災害発生時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民病院内に病院長を本部長とする災害対策本部を設置し、施設の被害状況確認や入院患者への医療継続、医薬品等の確保など各班ごとに災害マニュアルに沿った対応を行う。 <p><中長期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市災害医療センターとして市災害対策本部と連携するとともに、災害の状況に応じて泉佐野泉南医師会と協力して医療班を編成し、医療救護活動を実施する。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○阪南市民病院災害マニュアル制定 (令和3年7月1日 改定) ※指定管理者による		○災害マニュアルの随時改訂 ○防災委員会を中心とした消防訓練や防災研修の実施、備蓄食料の更新などに継続的に取り組む	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	2-3③	担当課	危機管理課
施策内容	大規模災害時における受援力の向上		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの誤着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の「道しるべ」となるよう、学校等の屋上に上空から視認できる大きな文字、いわゆるヘリサインの整備を促進していく。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○ヘリサイン整備箇所 (1箇所)		○小中学校のヘリサイン整備検討	

施策番号	2-3 ④	担当課	危機管理課
施策内容	後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、府内の被災者の救出・救助等にあたる自衛隊・消防・警察等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点や、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から住民の安全を確保するための広域避難地等の確保、充実を図る。 ・また、国や府の動向を踏まえ、活動拠点の配置、運用の見直しを行う。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○市内における後方支援活動拠点を2カ所指定(R3年度現在) ○市内における広域避難地を1カ所指定(R3年度現在) 		○広域避難地の検証	
関連計画			

⑤ 救命救急士の養成・能力向上 ※取組内容は1-1⑮に記載

2-4. 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

① 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容は2-1③に記載

② 医薬品、医療用資器材の供給 ※取組内容は2-1①に記載

2-5. 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水食料等の供給不足

施策番号	2-5 ①	担当課	危機管理課
施策内容	帰宅困難者対策		
取組み	<p>・本市は、大阪府、市内事業者、関係機関と連携して地震発生後に、帰宅困難者等の混乱が危惧される尾崎駅などの駅周辺の混乱防止策や一斉帰宅の抑制により事業所にとどまった利用者や従業員等を安全に帰宅させるための帰宅支援に関する対策を検討する。</p>		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<p>○事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドラインの周知（大阪府、平成26年度）</p> <p>○災害時帰宅困難者支援ステーションの指定（1ヶ所）</p>		<p>○主要事業所等における帰宅困難者対策マニュアル等の作成の啓発</p>	
関連計画			

② 学校給食センター改修事業 ※取組内容は2-1⑨に記載

2-6. 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

① 病院・社会福祉施設の耐震化 ※取組内容は1-2③に記載

② 医薬品、医療用資器材の供給 ※取組内容は2-1①に記載

③ 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路等の通行機能の確保

※取組内容は2-1②に記載

④ 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容は2-1③に記載

⑤ 広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電事業

※取組内容は2-1⑧に記載

2-7. 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

施策番号	2-7 ①	担当課	健康増進課
施策内容	被災地域の食品衛生監視活動		
取組み	・被災地における食中毒の未然防止を図るため、泉佐野保健所の協力を得て食品取扱等についての啓発活動を行う。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○食中毒の講習会を実施 (R2年度1回実施)		○食中毒講習会の実施 (継続) ○食品衛生に関するリーフレットを配布し啓発活動を行う	
関連計画			

施策番号	2-7 ②	担当課	健康増進課
施策内容	被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施		
取組み	・災害発生後に、被災地における感染症の予防、拡大、環境の悪化を防止するため、速やかに感染症の発生状況及び動向調査を行い、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行うことができるよう、阪南市地域防災計画に準じて防疫活動を実施する。各関係機関に対しても同様の取組みを働きかけることにより、阪南市の公衆衛生の確保を図る。防疫活動の実施においては泉佐野泉南医師会、泉佐野保健所、大阪府に協力を得る。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
—		○地域防災計画等の検証及び必要に応じて見直し、防疫活動や保健活動を行うためのマニュアル等の作成	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

③ 下水道施設の耐震化等 ※取組内容は1-5⑦に記載

④ 下水道機能の早期確保 ※取組内容は1-4④に記載

施策番号	2-7 ⑤	担当課	資源対策課
施策内容	生活ごみの適正処理		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害廃棄物処理計画」で示している生活ごみの対応に基づき、災害時における収集ルートや収集日程の見直し等の検討を行う。また、災害時における泉南清掃工場の稼働等について、泉南市、泉南清掃事務組合と情報共有を図る。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○災害廃棄物処理計画の作成(令和元年度)		<ul style="list-style-type: none"> ○広報誌や収集日程表を活用した、災害時における生活ごみの排出方法等の市民周知 ○「ごみの出し方マニュアル」の改訂 	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画 	

施策番号	2-7 ⑥	担当課	生活環境課
施策内容	ご遺体の適切処置		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府及び関係機関との相互連絡を密にして、遅滞なく処置することにより人心の安定を図る。 ・災害時等を想定し、遺体袋を備蓄している。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○阪南市地域防災計画の修正(H26年度)		○引き続き、大阪府及び関係機関との相互連絡を密に行う	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> ・阪南市地域防災計画 	

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1. 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- ① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路等の通行機能の確保

※取組内容は2-1②に記載

- ② 広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電事業

※取組内容は2-1⑧に記載

3-2. 市役所機能の機能不全

- ① 防災情報の収集・伝達 ※取組内容は1-6⑫に記載

施策番号	3-2②	担当課	危機管理課
施策内容	メディアとの連携強化		
取組み	・地震発生時に防災情報を迅速かつ的確に収集し、市民に正確に伝えるため、「Lアラート」等を活用し、メディアとの連携体制の充実強化を図る。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○「Lアラート」を通じた連携体制を確保		○情報収集・共有・伝達システムの的確な運用及び必要な情報の点検・充実	
関連計画			

施策番号	3-2 ③	担当課	都市整備課・土木管理室・危機管理課
施策内容	復興計画策定の手順		
取組	<p>・本市は、被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するため、復興計画(注)の検討を進める。</p> <p>(注)復興計画：大規模な災害により甚大な被害が発生し、生活基盤や都市機能等が喪失した場合、従前の状態に復旧させるだけでなく、中長期的な展望を見据え新たな視点等を踏まえて策定される計画のこと。</p>		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
—		○復興計画策定の手順等のマニュアルの作成 検討	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> ・阪南市地域防災計画 ・大阪府強靱化地域計画 3-3③ 	

施策番号	3-2 ④	担当課	各部各課
施策内容	阪南市業務継続計画の改訂と運用		
取組	<p>・阪南市業務継続計画について、災害に関する最新知見なども踏まえ適宜見直しを実施し、災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続体制の充実を図る。</p> <p>・BCPを基にした研修・訓練の実施などを通じ、業務継続マネジメントを推進する。</p>		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○阪南市業務継続計画の改訂(令和2年度) ○阪南市業務継続計画事務担当者研修 (年に1回)		⇒	
関連計画		・阪南市業務継続計画	

施策番号	3-2 ⑤	担当課	危機管理課
施策内容	市町村間の相互応援体制		
取組み	・地震発生時に、他市町村との応援協定等に基づく相互応援が円滑に行われ、市民の救助救援、被災者支援に厚みある活動が行えるよう、市町村間の連携を強化する。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○自治体間災害時相互応援協定締結数 18市町		○今後も府内・府外問わず自治体同士の災害時相互応援協定締結を推進していく	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	3-2 ⑥	担当課	危機管理課
施策内容	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ対策		
取組み	・災害対策本部等に係る業務にあたる職員が地震発生後に、迅速かつ的確な応急災害対策活動を行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図る。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○総合防災訓練の実施(H30年度) ○新型コロナウイルス感染症対策に応じた避難所運営訓練の実施(R3年度)		○今後も継続的に訓練及び研修を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図る	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	3-2 ⑦	担当課	会計課
施策内容	発災後の緊急時における財務処理体制		
取組み	・地震発生後に、停電等が発生し、財務会計システムや関連システム等が停止した場合、仮設等代替処理による財務処理や迅速に復旧できる体制を構築する。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○仮設等代替処理による財務処理や復旧体制の調査研究 ○財務会計データのバックアップ作成 (毎開庁日)		○仮設等代替処理による財務処理や復旧体制の構築 ○財務会計システム等関連業者や指定金融機関との情報共有・連携強化	
関連計画		・阪南市業務継続計画	

3-3. 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

施策番号	3-3①	担当課	各部各課
施策内容	特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行		
取組	<p>・円滑かつ迅速な復興に向けて、大阪府と特定大規模災害（注）における市の復旧事業に係る大阪府の代行手続きについて協議を図る。</p> <p>（注）特定大規模災害：極めて激甚な災害であって、災害応急対策を推進するために政府に緊急災害対策本部が設置されたもの。東日本大震災において初めて設置された。</p>		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
—		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
		○大阪府と特定大規模災害における市の復旧事業に係る大阪府の代行手続きについて協議	
関連計画		・新・大阪府地震防災アクションプラン82	

4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1. 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- ① 防災情報の収集・伝達 ※取組内容は1-6⑫に記載
- ② 河川の防災テレメーターの整備 ※取組内容は1-6⑰に記載

4-2. テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態

- ① メディアとの連携強化 ※取組内容は3-2②に記載
- ② 災害時の市民への広報対策 ※取組内容は1-6⑮に記載

施策番号	4-2 ③	担当課	市民福祉課
施策内容	聴覚障がい者の方にFAXにより避難情報等を伝達		
取組み	・災害時、防災無線にて避難情報等の伝達が困難な聴覚障がい者の方に対して、FAX番号を登録していただき、防災無線の内容をFAXで伝達する。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○市から発信する防災情報をFAXで伝達		○迅速に市から発信する防災無線の内容をFAXで伝達することによって、災害時に聴覚障がい者が適正に情報を把握し、安全に行動できるように努める	
関連計画		・阪南市障がい者基本計画	

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1. サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下

施策番号	5-1 ①	担当課	まちの活力創造課・危機管理課
施策内容	中小企業の事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)		
取組み	・中小企業の防災・減災対策のため、阪南市商工会と連携し、経営資源の管理の方法やリスクマネジメントを整理するBCPの策定を支援する。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○阪南市商工会と共同で本市の事業継続力強化支援計画を策定済み。		○阪南市商工会と連携したBCP策定の普及活動を行う ○大阪府と連携し、BCP等策定支援セミナーなどの周知を行う	
関連計画			

施策番号	5-1 ②	担当課	都市整備課
施策内容	幹線道路ネットワークの整備		
取組み	・尾崎駅において、駅周辺道路や駅前ロータリー、駅までのアクセス道路等の基盤整備を図ることにより、防災・減災対策の充実を図る。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○尾崎駅周辺のまちづくりと整合を図りながら、道路等の配置を検討		⇒	
関連計画		・阪南市都市計画マスタープラン	

5-2. 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

施策番号	5-2①	担当課	危機管理課
施策内容	石油コンビナート防災対策		
取組み	・本市においては、大阪府石油コンビナート等防災計画に基づく特定事業者は該当しないが、近隣市町には対象となる事業所があるので、大阪府石油コンビナート等防災本部等を通して、防災対策の促進を働きかけていく。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○大阪府石油コンビナート等防災本部本部員		○特定事業者において防災対策を計画的に進捗するよう、大阪府石油コンビナート等防災本部等を通じ、取組みを促進	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	5-2②	担当課	生活環境課・危機管理課
施策内容	ライフラインの確保等		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、ライフラインに関わる事業者と協定締結等の連携に努める。 ・エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府電気工事工業組合と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結(平成28年) ○阪南市地球温暖化対策実行計画に基づき、再生可能エネルギー等の導入を促進 		<ul style="list-style-type: none"> ○ライフライン事業者と応急復旧の協定締結促進 ○災害対策本部等において、被害状況の収集・分析、応急復旧活動に係る総合調整を行う ○引き続き、再生可能エネルギー等の導入を促進する 	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> ・阪南市地域防災計画 ・阪南市地球温暖化対策実行計画 	

5-3. コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- ① 石油コンビナート防災対策 ※取組内容は5-2①に記載

5-4. 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

- ① 幹線道路ネットワークの整備 ※取組内容は5-1②に記載
- ② 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容は2-1③に記載

5-5. 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- ① 発災後の緊急時における財務処理体制 ※取組内容は3-2⑦に記載

5-6. 食料等の安定供給の停滞

施策番号	5-6 ①	担当課	河川農水課
施策内容	被災農地等の早期復旧支援		
取組み	・被災した農地や水路、ため池、農道等の農業用施設を迅速に再建・回復できるようにするため、大阪府と連携し、復旧に向けた体制について再点検を行い、充実を図る。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○大阪府と連携し、被災した農業用施設の復旧支援に取り組んでいる		○大阪府と連携し被災した農地、農業用施設の復旧に向けた体制の再点検	
関連計画		・新・大阪府地震防災アクションプラン77	

6.生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6-1. 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

① 石油コンビナート防災対策 ※取組内容は5-2①に記載

② ライフラインの確保等 ※取組内容は5-2②に記載

6-2. 上水道等の長期間にわたる供給停止

① 水道の早期復旧及び飲料水の確保 ※取組内容は2-1⑥に記載

② 井戸水等による生活水の確保 ※取組内容は2-1⑦に記載

6-3. 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

① 下水道施設の耐震化等 ※取組内容は1-5⑦に記載

② 下水道機能の早期確保 ※取組内容は1-4④に記載

施策番号	6-3③	担当課	生活環境課
施策内容	し尿及び浄化槽汚泥の適正処理		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により下水道施設等の機能が停止した場合や避難所での大量の避難収容者に対処するため、あらかじめ必要な体制の検討を図る。 ・公衆衛生の確保及び生活環境保全の観点から、可能な限り発災直後から収集・処理を行うとともに、できる限り早期に通常の収集運搬・処理体制を回復させるよう努める。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○し尿等収集運搬許可業者との連絡体制の構築 ○し尿等の収集運搬、防疫対策について、関係団体との協定を締結 ○災害時における仮設便所設置基数及び設置場所の設定 		○関係団体との連絡体制の維持・点検並びに協定の継続	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

④ 生活ごみの適正処理 ※取組内容は2-7⑤に記載

⑤ 施設の老朽化対策 ※取組内容は1-4③に記載

6-4. 地域交通ネットワークが分断する事態

① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路等の通行機能の確保

※取組内容は2-1②に記載

② 鉄道施設の防災対策 ※取組内容は1-1⑬に記載

③ 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容は2-1③に記載

④ 道路防災対策 ※取組内容は2-2③に記載

⑤ 広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電事業

※取組内容は2-1⑧に記載

6-5. 異常渇水等により用水の供給の途絶

施策番号	6-5①	担当課	危機管理課
施策内容	代替水源の確保		
取組み	・異常渇水等に対応し、水利調整による緊急水源の確保や、雨水・地下水等の有効活用による確保に努める。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
—		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
—		○緊急水源の確保候補地を検討する	
関連計画			

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1. 市街地での大規模火災の発生

① 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発 ※取組内容は1-1⑫に記載

② 後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保

※取組内容は2-3④に記載

施策番号	7-1③	担当課	危機管理課
施策内容	火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策		
取組み	<p>・地震発生時に、火薬類・高圧ガス等の周辺環境への漏洩を防止するため、事業所への立入検査等により、火薬庫、可燃性ガス貯槽や防消火設備等に関する法令遵守の徹底や、耐震性の向上等の自主保安の取組みを指導するよう大阪府へ働きかける。</p>		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
—		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
		○事業所に対する立入検査等による、耐震性の向上等の自主保安の取組みの促進	
関連計画			

7-2. 海上・臨海部の広域複合災害の発生

① 石油コンビナート防災対策 ※取組内容は5-2①に記載

② 防潮堤の津波浸水対策 ※取組内容は1-3①に記載

③ 樋門の耐震化等 ※取組内容は1-3②に記載

④ 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路等の通行機能の確保

※取組内容は2-1②に記載

⑤ 高潮特別警報による防潮堤倒壊に対する対策 ※取組内容は1-3⑩に記載

- ⑥ 広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電事業 ※取組内容は2-1⑧に記載
- ⑦ 災害時の船の緊急避難や海上輸送が必要となった時の物流拠点としての尾崎港の再整備 ※取組内容は1-3⑪に記載

7-3. 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

- ① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路等の通行機能の確保 ※取組内容は2-1②に記載
- ② 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容は2-1③に記載
- ③ 広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電事業 ※取組内容は2-1⑧に記載

7-4. ため池、ダム、防災施設、雨水幹線、排水ポンプ、天然ダム等の崩壊・機能不全による二次災害の発生

- ① ため池の防災・減災対策 ※取組内容は1-5①に記載
- ② 施設の老朽化対策 ※取組内容は1-4③に記載
- ③ 下水道施設の耐震化等 ※取組内容は1-5⑦に記載
- ④ 下水道機能の早期確保 ※取組内容は1-4④に記載

7-5. 有害物質の大規模拡散・流出

- ① 石油コンビナート防災対策 ※取組内容は5-2①に記載

施策番号	7-5 ②	担当課	生活環境課
施策内容	管理化学物質の適正管理		
取組み	・地震発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出が原因となる二次災害を防止するため、関係法令等に基づき、事業者による環境リスク低減対策の検討・実施を働きかける。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づいた化学物質管理計画書（環境リスク低減対策）の届出が必要な事業者はなし		○対象事業者がある場合、環境リスク低減対策の検討・実施を働きかける	
関連計画			

施策番号	7-5 ③	担当課	生活環境課
施策内容	有害物質(石綿、PCB)の拡散防止対策		
取組み	・石綿の飛散防止に関しては、大気汚染防止法に基づき、解体現場等において、必要な規制を行う。災害による緊急時には、大阪府が締結した「災害時における石綿測定調査に関する協定」を活用し、迅速に対応する。 ・PCBに関しては、公共施設の使用状況を確認し、適正に対応するよう、周知を行う。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○立入時における解体業者等への周知、啓発活動の実施		○立入時における解体業者等への周知、啓発活動の実施 ○リーフレット等を活用した周知、啓発活動の実施 ○災害発生時の体制、対応手法の検討	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

7-6. 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ① 山地災害対策 ※取組内容は1-5④に記載

7-7. 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

施策番号	7-7 ①	担当課	各部各課
施策内容	正しい情報発信		
取組み	・災害発生後、風評被害を防ぐため、状況に応じて発信すべき情報の設定を行うとともに、迅速かつ正確な情報発信に向けて取り組む。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
—		<ul style="list-style-type: none"> ○大規模自然災害に伴う風評被害に対しては、関係部局において情報収集に努めるとともに、対応策を検討する ○また、必要に応じ、災害対策本部や復興対策本部等において関係部局が協議して、対応策を検討する 	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

8.地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1. 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策番号	8-1 ①	担当課	資源対策課
施策内容	災害廃棄物の適正処理		
取組み	・大規模災害により発生する大量の災害廃棄物に対し、事前準備や災害時における収集・処理体制などの基本方針を示した「災害廃棄物処理計画」に基づき、平時においても十分な準備と対策を進める。また、発災直後の初動対応が、その後の災害廃棄物処理の難易度に大きく影響することから、取り組むべき行動について整理する。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○災害廃棄物処理計画の作成（令和元年度）		○国の指針等を踏まえ、災害廃棄物処理計画の改定や見直しの実施	
関連計画		・災害廃棄物処理計画	

8-2. 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容は2-1③に記載
- ② 阪南市業務継続計画の改訂と運用 ※取組内容は3-2④に記載

8-3. 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策番号	8-3 ①	担当課	危機管理課
施策内容	避難所の確保と運営体制の確立		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、被災者の避難生活を支援するため、必要な避難所指定や避難所受入れ体制を確保する。 ・スムーズな避難所の開設・運営に向けて策定した「避難所運営マニュアル」に基づき、自主防災組織等を通じて、各種訓練等を行う。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所51箇所(令和2年度現在) ○阪南市避難所運営マニュアル策定(平成28年) ○避難所運営に関する訓練の実施1回(令和2年度) ○新型コロナウイルス感染症対策に応じた避難所運営マニュアルの作成(令和2年度) 		<ul style="list-style-type: none"> ○阪南市避難所運営マニュアルの改訂及び充実 ○各自主防災組織を対象に地域の実情に即した避難所運営マニュアル策定促進 ○避難所運営マニュアルに基づく避難所開設訓練とその検証の促進 ○新型コロナウイルス感染症対策に応じた避難所の確保・整備 	
関連計画			

施策番号	8-3②	担当課	市民福祉課・介護保険課・危機管理課
施策内容	福祉避難所の確保		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者、高齢者の方等の要援護者の方が、通常の避難所で避難生活が困難な方に対して、福祉避難所を開設する。 ・災害発生時に居宅、避難所等では自立的生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所を確保する。 ・府と連携し民間福祉関係者等の協力を得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を行う。 ・福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を行う。 ・地震発生後に、居宅、避難所等では自立的生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所（二次的避難所）を確保する。 ・福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を行う。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<p>○主に障がい福祉サービスを提供する日中系の事業所と特別養護老人ホームが市と協定を締結している（共生型：1か所、障がい：7か所、高齢：5か所）</p> <p>○指定福祉避難所数 13か所 * R3年度は、高齢者施設で1か所協定を結ぶ。</p>		<p>○避難生活が長期化する様なら、現時点では避難生活が困難であり、入所施設に福祉避難所の協定を推進していく</p> <p>○福祉避難所開設・運営マニュアル作成</p> <p>○協定書等の見直し</p> <p>○福祉関係事業者等との協定締結の検討</p> <p>○福祉避難所職員を対象とした各種訓練の実施</p>	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> ・阪南市地域防災計画 ・阪南市地域福祉推進計画及び同実施計画 ・阪南市障がい者基本計画 ・第8期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 	

施策番号	8-3③	担当課	健康増進課
施策内容	被災者の心のケア対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 泉佐野保健所や関係機関と連携を図り、災害発生時に恐怖や避難所での厳しい生活等による強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスやPTSD(注)に対応するため、「こころのケア」を行うことができる人材の養成等、こころの健康に関する相談の実施体制の確保に努め、こころのケア対策体制の充実を図る。 (注) PTSD：心的外傷後ストレス障害。命の安全が脅かされるような出来事(天災、事故、犯罪、虐待等)によって強い精神的衝撃を受けることが原因で、著しい苦痛や、生活機能に支障をきたすストレス障害。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○精神保健研修の受講 ○自殺対策研修を実施 (R3年度も実施予定) 		<ul style="list-style-type: none"> ○泉佐野保健所や関係機関と連携し、ケアを行う人材の養成や相談の実施体制の確保に努める。 	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪南市地域防災計画 ・ 大阪府強靱化地域計画 8-3③ 	

施策番号	8-3④	担当課	健康増進課
施策内容	被災者の巡回健康相談等		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府と連携し、災害発生後に避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等においてや在宅の避難行動要支援者に対して、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施体制を確保する。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府等が主催する市町村の保健師を対象とした健康危機管理研修への参加1回/年 ○巡回健康相談に使用する救急バッグを保健師数分整備 		<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の保健師を対象とした、健康危機管理研修への参加(年1回以上) 	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪南市地域防災計画 ・ 大阪府強靱化地域計画 8-3④ 	

施策番号	8-3⑤	担当課	市民福祉課
施策内容	災害時における福祉専門職等(災害派遣福祉チーム等)の確保		
取組み	・長期にわたる避難生活等「二次被害（生活機能の低下や要介護度の重度化など）」を未然に防止するため、災害時要配慮者（高齢者や障がい者・児、子ども等）へ福祉支援活動を行う「大阪府福祉チーム（大阪DWAT）」へ派遣要請する。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
—		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
		○大規模な災害等の被災状況に応じて、大阪府に「大阪府福祉チーム（大阪DWAT）」へ派遣を要請する	
関連計画			

施策番号	8-3⑥	担当課	生活環境課
施策内容	愛護動物の救護		
取組み	・地震発生後に、飼い主がわからない不詳動物や逸走状態の動物の保護等を図るため、他市町村や大阪府獣医師会等の関係団体と協力し、連携を図る。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
○飼犬登録による飼養者の把握と、飼養者責任の周知に努めている		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
		○ペットの飼養者に対して普段からペットのための備蓄品の用意や災害時の避難方法について啓発活動を行う	
関連計画			

施策番号	8-3 ⑦	担当課	市民福祉課
施策内容	災害ボランティア対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年9月の台風21号の被災により、同年9月7日～9月24日まで、阪南市社会福祉協議会が阪南市災害ボランティアセンターを開設した。以降、社会福祉協議会と災害ボランティアセンターに関する協定について協議し、令和元年10月1日協定を締結した。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○令和元年10月1日に市と阪南市社会福祉協議会とで、災害ボランティアセンターに関する協定を締結した		○社会福祉協議会と連携しながら、災害ボランティアの確保とスキルアップを図り、被災時には速やかに派遣可能な体制を構築していく	
関連計画		・ 阪南市地域防災計画	

施策番号	8-3 ⑧	担当課	都市総務課・危機管理課
施策内容	応急仮設住宅の早期供給体制の整備		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅について大阪府と連携して建設候補地の確保、平時より関連する民間団体との連携強化、「みなし仮設」となる民間住宅の借り上げ等に向けた体制整備を行う。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○応急仮設住宅候補地 (1箇所)		○応急仮設住宅確保のための体制整備	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> 阪南市地域防災計画 大阪府強靱化地域計画 8-3 ⑧ 	

施策番号	8-3 ⑨	担当課	危機管理課
施策内容	住宅関連情報の提供		
取組み	・被災者が安定した生活を送れるよう民間賃貸住宅の状況、大阪府の住宅関連資金融資等、住宅関連情報を的確に提供するための体制整備を図る。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○大阪府版被災住宅無利子融資制度の啓発		○大阪府と連携し、住宅関連情報の提供体制の整備	
関連計画			

⑩ 被災農地等の早期復旧支援 ※取組内容は5 - 6 ①に記載

施策番号	8-3 ⑩	担当課	危機管理課・生活環境課
施策内容	被災者の生活再建のための措置		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は、地震発生後に被災者の生活を迅速に再建・回復できるようにするため、被災者支援について、被災者生活再建支援制度に基づく支援金を支給し、その生活の再建を支援する。 ・雇用機会の確保のため、国の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、被災地域の実情に応じた雇用確保に努める。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○被災者生活再建支援制度などに関する各種説明会に参加 ○求職者の就職を支援するため、大阪労働局・ハローワーク・泉州地域若者サポートステーション等関係機関と連携しながら、地域就労支援事業を行っている 		<ul style="list-style-type: none"> ○被災者への適切な支援を講じるための連携・協力体制の確保、点検 ○被災者の雇用機会の確保に向け、適切な措置を講じるための連携・協力体制の確保、点検 	
関連計画			

施策番号	8-3 ⑫	担当課	まちの活力創造課・河川農水課
施策内容	地域の中小企業者等の事業再開のための措置		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等の被害状況の把握のため、関係機関と協力体制を構築し、大阪府の制度融資等の周知の適切な措置を講じる。 ・地震災害で経営が悪化した農林水産事業者を支援するため、大阪府と連携し、国の天災資金等の災害時に活用出来る各種資金の制度を周知する。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ○発災後24時間以内に大阪府商工労働部、阪南市商工会と中小企業者等の被害状況の共有を行う体制を構築している ○制度融資等のウェブサイト等での周知 ○大阪府と連携し関係団体等に対し、国の天災資金等の災害時に活用出来る各種資金の制度について周知している 		<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業者の早期復興のための連絡ルートの確保、点検 ○大阪府と連携し被災者支援に向け、適切な措置を講じるための連携・協力体制の確保、点検 	
関連計画		・新・大阪府地震防災アクションプラン78	

⑬ 復興計画策定の手順 ※取組内容は3-2⑬に記載

施策番号	8-3 ⑭	担当課	生活環境課
施策内容	発災時における地域の安全の確保		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・泉南警察署と連携し、地震発生後に懸念される各種犯罪の予防に努める。 ・被災者等からの意見・要望の把握、災害に便乗した犯罪の被害防止に関する情報等、地域安全情報の提供を行い、地域の安全を確保する。 		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○泉南警察署と連携し、平素から各種犯罪の予防に努めている		○引き続き泉南警察署と連携し、各種犯罪の予防に努める	
関連計画			

施策番号	8-3 ⑮	担当課	危機管理課・教育総務課
施策内容	避難所としての学校体育館の防災機能強化		
取組み	・近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、また南海トラフ地震や直下型地震等の発生も切迫していることに鑑み、災害時の避難所として学校体育館の空調整備・トイレ改修等の防災機能強化を進める		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標 2022～2029年度 (令和4～11年度)	
—		○国が取組み促進する体育館の空調設備の導入検討や、トイレ改修等の災害時の避難所としての機能強化について、関係する各課と調整を行い事業化に向け取り組む。 (事業スケジュールの概要 検討期間令和4年～令和5年 実施期間5年～11年)	
関連計画		・阪南市学校施設長寿命化個別計画	

8-4. 鉄道・道路・空港等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容は2-1③に記載
- ② 施設の老朽化対策 ※取組内容は1-4③に記載
- ③ 下水道施設の耐震化等 ※取組内容は1-5⑦に記載
- ④ 下水道機能の早期確保 ※取組内容は1-4④に記載

施策番号	8-4 ⑤	担当課	危機管理課
施策内容	復旧資材の調達・確保対策		
取組み	・被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、復旧資材（建設資材、木材、機械）の調達・あっ旋に向けた関係機関との連携体制の確立を図る。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○大阪府が関係団体等協定を締結		○広域被害を想定した関係団体との連携体制の確立	
関連計画			

施策番号	8-4 ⑥	担当課	河川農水課
施策内容	地籍調査の推進		
取組み	・被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、とりわけ南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域において、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる現地復元性のある地図の整備に向けた、官民境界等先行調査の実施を大阪府と連携し検討する。		
現状 (令和4年3月31日時点)		目 標	
		2022～2029年度 (令和4～11年度)	
○地籍調査 事業休止中		○地籍調査事業の再開を目指す	
関連計画		・新・大阪府地震防災アクションプラン84 ・大阪府地籍調査促進戦略	

⑦ 復興計画策定の手順 ※取組内容は3-2③に記載

8-5. 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 防潮堤の津波浸水対策 ※取組内容は1-3①に記載

② 樋門・門扉の耐震化等 ※取組内容は1-3②に記載

③ 長期冠水の早期解消に向けた対策 ※取組内容は1-4①に記載

- ④ 樋門機能の高度化 ※取組内容は1 - 3 ③に記載
- ⑤ 津波防御施設の閉鎖体制 ※取組内容は1 - 3 ⑨に記載
- ⑥ 治水対策 ※取組内容は1 - 4 ②に記載
- ⑦ 施設の老朽化対策 ※取組内容は1 - 4 ③に記載
- ⑧ 下水道施設の耐震化等 ※取組内容は1 - 5 ⑦に記載
- ⑨ 下水道機能の早期確保 ※取組内容は1 - 4 ④に記載
- ⑩ 高潮特別警報による防潮堤倒壊に対する対策 ※取組内容は1 - 3 ⑩に記載
- ⑪ 災害時の船の緊急避難や海上輸送が必要となった時の物流拠点としての尾崎港の
再整備 ※取組内容は1 - 3 ⑪に記載

【別紙】

脆弱性評価結果

(目次)

起きてはならない最悪の事態		ページ
1-1	市内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	95
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生	97
1-3	大規模津波等による多数の死者の発生	98
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	99
1-5	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態	100
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	101
2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	104
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	105
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	106
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	106
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水食料等の供給不足	107
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	107
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	107
3-1	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	109
3-2	市役所機能の機能不全	109
3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	110
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	111
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態	111
5-1	サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下	112
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	112
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	112
5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	113
5-5	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態	113
5-6	食料等の安定供給の停滞	113
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	114
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	114
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	114
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	115
6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶	115
7-1	市街地での大規模火災の発生	116

7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	116
7-3	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	117
7-4	ため池、ダム、防災施設、雨水幹線、排水ポンプ、天然ダム等の崩壊・機能不全による二次災害の発生	117
7-5	有害物質の大規模拡散・流出	117
7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	118
7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	118
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	119
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	119
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	119
8-4	鉄道・道路・空港等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	122
8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	122

1 発災時・発災直後の直接死を最大限除く

1-1

市内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

① 防火地域等の指定

- ・ 都市の不燃化を促進するため、防火・準防火地域の指定を進める必要がある。
- ・ 市街地においては、戸建住宅等の小規模な建築物の不燃化を促進するための防火規制（防災街区整備地区計画等）の導入が必要である。

② 消防水の確保

- ・ 地震発生時に、火災による被害を軽減するための消防水を確保するため、耐震性防火水槽の整備や、ため池や農業用水路の貯水を消火生活用水へ活用する取組が必要である。

③ 防災農地の登録

- ・ 地震発生時に、避難地を確保するため、防災上の役割が期待できる農地を防災農地の登録に向けた取組を行う必要がある。

④ 市有建築物の耐震化

- ・ 地震発生時に、市有建築物の被害を軽減し、市民・利用者の安全と市役所業務の継続性を確保するため、さらなる耐震化が必要である。

⑤ 民間住宅・建築物の耐震化

- ・ 地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、木造住宅の耐震化や多数の者が利用する建築物等の耐震化や空き家の適切管理を進める必要がある。

⑥ 住宅の液状化対策

- ・ 地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、大阪府においては府域の液状化の可能性マップが公表され、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会には府民相談窓口が設置されており、大阪府及び関係団体等と連携を図りながら確実な普及啓発の方策を検討する必要がある。

⑦ 災害に強い良質なマンション整備

- ・ 大阪府と連携を図り、建物の安全性が確保され、被災時においても一定の生活維持が可能な住宅や仕組みを普及させるための各種支援制度などについて周知する必要がある。

⑧ 総合防災マップの改訂（支援・活用）

- ・ 地震発生時に起こりうる建物倒壊や火災延焼の危険性等について、市民が正確な知識・情報を

持ち、的確な避難行動につなげるため、総合防災マップの改訂及びそれを活用した避難訓練の実施が必要である。

⑨ 消防団の活動強化

- ・ 消防団に対する市民理解を促進するとともに、住民・自主防災組織等との連携を強化し、消防団が災害時に避難誘導、救助活動等の役割を一層果たすことができる環境づくりが必要である。
- ・ 今後より大きな役割が期待される女性消防団員をはじめ、消防団への加入を促進することが必要である。
- ・ 住民・自主防災組織との連携の下、消防団が核となる地域防災訓練の実施が必要である。

⑩ 「避難行動要支援者」支援

- ・ 地域の高齢者、障がい者等の「避難行動要支援者」は、自らの力で避難することが困難であり、巨大地震発生時に避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため避難支援等関係者による情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備が必要である。

⑪ 在住外国人への防災情報の提供

- ・ 大規模自然災害発生時に、在住外国人の安全を確保するため、住民に身近な市町村において在住外国人にわかりやすい総合防災マップの多言語化等、提供情報の充実を図るとともに、在住外国人（及び外国人旅行者）に対する災害対策に係る情報交換を行うための環境整備が必要である。

⑫ 文化財所有者・管理者の防災対策

- ・ 災害発生時の文化財被害を抑えるため、所有者・管理者による耐震補強、防災設備の設置・改修、防災訓練の実施や人的被害軽減のため、情報伝達・避難誘導に向けた取組が必要である。

⑬ 鉄道施設の防災対策

- ・ 大規模地震発生時に、多くの人を利用する鉄道駅舎における人的被害を軽減するとともに、地震発生後に防災拠点や他市町村との連絡や、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、鉄道施設等の耐震化を働きかける必要がある。

⑭ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備

- ・ 本市では、市職員について、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を進めてきており、引き続き、被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、各判定士の養成や判定体制の充実を図る必要がある。

⑮ 救急救命士の養成・能力向上

- ・ 泉州南消防組合と連携し、常備消防力の向上にむけて、応急処置ができる救命救急士の養成促進の働きかけが必要である。

⑯ 大規模盛土造成地マップの公表

- ・ 市内で想定される南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震などに備え、自らの生命・財産を守るために、普段から居住する宅地の状況を知り、災害の事前防止や被害の軽減につなげる必要がある。

⑰ 空家等対策の推進

- ・ 市内で管理不全の空家等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐため適切な措置を推進する必要がある。

1-2

不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

① 市有建築物の耐震化（評価結果は 1-1④に記載）

② 学校の耐震化

- ・ 地震発生時に、児童・生徒の安全確保と学校の建物被害を軽減するため、早期に耐震化を進める必要がある。

③ 病院・社会福祉施設の耐震化

- ・ 地震発生時に、入院患者や入所者の安全を確保し、病院・社会福祉施設等の建物被害を軽減するため、さらなる耐震化が必要である。

④ 民間住宅・建築物の耐震化（評価結果は 1-1⑤に記載）

⑤ 文化財所有者・管理者の防災対策（評価結果は 1-1⑫に記載）

⑥ 被災民間建築物・宅地の危険度判定（評価結果は 1-1⑭に記載）

⑦ 学校施設の老朽対策・防災機能強化等の整備

- ・ 地震発生時に、児童・生徒の安全確保と学校の建物被害を軽減するため、学校施設の老朽対策・防災機能強化等の整備を進める必要がある。

1-3

大規模津波等による多数の死者の発生

① 防潮堤の津波浸水対策

- ・ 南海トラフ地震発生に伴う液状化により、堤防が沈下することによる津波浸水被害の拡大を防ぐため、大阪府と連携し防潮堤の液状化対策が必要である。

② 樋門・門扉の耐震化等

- ・ 南海トラフ巨大地震による樋門の損傷で樋門が閉鎖できなくなることによる津波浸水被害の拡大を防ぐため、大阪府と連携し水門の耐震化が必要である。
- ・ 樋門閉鎖後、津波の波力による樋門の損傷で樋門が開放できなくなることによる大雨が降った際の浸水被害の拡大を防ぐため、大阪府と連携し樋門の耐津波補強が必要である。

③ 樋門機能の高度化

- ・ 南海トラフ地震で発生する津波は、地震発生後、約 70 分で本市域に到達すると予想されており、津波到達までに樋門閉鎖が間に合わない恐れがあることから、迅速・確実な操作と操作員の安全確保を図るため、樋門の遠隔操作化や自動化が必要である。

④ 津波に関する的確な避難勧告等の判断・伝達

- ・ 避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル（平成 30 年 10 月改訂）を改訂するとともに、防災行政無線（同報系、移動系）の整備を行ってきており、今後とも住民に避難勧告等を的確に伝達できるようマニュアル等の適宜見直しや、防災行政無線の操作の習熟などに向けた取組が必要である。

⑤ 総合防災マップの改訂（支援・活用）（評価結果は 1-1⑧に記載）

⑥ 堤外地の事業所の津波避難対策

- ・ 津波発生時に堤外地にある事業所関係者が迅速に避難できるよう、津波による浸水が想定される事業所において津波避難計画の作成や計画を活用した避難訓練の実施が必要である。

⑦ 船舶の津波対策

- ・ 大阪府と連携を図り、船舶の港外避難や避難できなかった場合の係留強化の手順などを取りまとめたガイドライン等を周知するとともに、関係機関、民間事業者と連携した訓練への参画が必要である。

⑧ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

- ・ 災害が発生した際、住民が自主的に適切な避難活動等が行えるよう、自主防災組織の中核となる人材の育成が必要である。
- ・ 自主防災組織の活動の充実を図るため災害時避難用資機材の配備が必要である。

⑨ 津波防御施設の閉鎖体制

- ・ 本市では、津波防御施設（樋門等）の現場操作員の安全を確保するため、大阪府と連携した訓練を2回／年実施しており、今後は、これら訓練結果を踏まえて操作・退避ルールの検証を行う必要がある。

⑩ 高潮特別警報による防潮堤倒壊に対する対策

- ・ スーパー台風による高潮特別警報発令に伴う防潮堤倒壊の可能性が指摘されており、対策を講じる必要がある。

⑪ 災害時の船の緊急避難や海上輸送が必要となった時の物流拠点再整備

- ・ 災害時の船の緊急避難や海上輸送が必要となった時の物流拠点としての再整備が必要である。また、港の沖出しによる新港の築造や狭隘である港内道路等を防災道路として拡幅整備することが必要である。

1-4

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

① 長期冠水の早期解消

- ・ 関係機関と連携し、防潮堤の仮締切、ポンプ場の機能確保やポンプ車等による排水等、長期湛水の早期解消のための手順を予め定め、不測の事態に備えることが必要である。

② 治水対策

- ・ 河川施設は、河川毎に今後20～30年の当面の治水目標（時間雨量50ミリ程度、65ミリ程度、80ミリ程度）を設定し、時間雨量50ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも65ミリ程度で床上浸水を発生させない対策を着実に実施することが必要である。
- ・ 下水道は、当面の治水目標として10年に1回程度の降雨を対象として、下水道施設の着実な整備を推進することが必要である。
- ・ 近年増加している短時間強雨に対しては、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」各施策を総合的・効果的に組み合わせた治水対策を進めることが必要である。

③ 施設の老朽化対策

- ・ 日常的な維持管理を着実に実践するとともに、予防保全を中心とした計画的な維持管理による都市基盤施設の長寿命化を基本とし、更新時期についても的確に見極めていく等、「効率的・効果的な維持管理」を推進することが必要である。
- ・ 人材の育成と確保（技術力の向上と継承）に加え、住民など多様な主体と連携しながら地域単位で道路施設を守り活かしていく「持続可能な維持管理の仕組み」を構築することが必要である。

④ 下水道機能の早期確保

- ・ 本市の下水道雨水管渠や雨水ポンプの整備、老朽化しているポンプ設備の改築、雨水ポンプ場（土木・建築・設備）の耐震化などを推進する必要がある。

1-5

風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり府域の脆弱性が高まる事態

① ため池の防災・減災対策

- ・ 総合的な減災対策を推進するため、大阪府などと連携して、ため池に必要な耐震施策の実施やハザードマップの作成やその活用が必要である。

② 治水対策（評価結果は 1-4②に記載）

③ 土砂災害対策

- ・ 土砂災害から人命を守るためには、「逃げる」「凌ぐ」施策であるソフト対策と、「防ぐ」施策である施設の整備（ハード対策）を効果的・効率的に組み合わせる必要がある。
- ・ 土砂災害特別警戒区域内に位置する不適格建築物について、移転や補強等の実施を促進する必要がある。

④ 山地災害対策

- ・ 近年、局地的な集中豪雨が多発し、市内でも山地災害の発生による被害の拡大が懸念されていることから、大阪府と連携し、山地災害復旧対策に加え、予防的対策を実施するなど、山地災害対策が必要である。

⑤ 風水害・土砂災害に関する的確な避難勧告等の判断・伝達

- ・ 風水害・土砂災害に関して、避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルを平成 30 年 10 月に改訂するとともに、防災行政無線（同報系、移動系）の整備を進めてきており、今後とも住民に避難勧告等を的確に伝達できるようマニュアル等の適宜見直しや、防災行政無線の操作の習熟などに取り組む必要がある。

⑥ 施設の老朽化対策（評価結果は 1-4③に記載）

⑦ 下水道施設の耐震化等

- ・ 地震発生後に、流域下水道施設の監視・制御機能を確保するため、大阪府へ管理棟やポンプ棟の建築構造物や流域下水道管渠、処理場、ポンプ場直近区間の管渠の耐震化を働きかける必要がある。
- ・ 流域下水道処理場の吐口から津波の逆流を防止するため、大阪府へ逆流防止対策を働きかける必要がある。

⑧ 下水道機能の早期確保（評価結果は 1-4④に記載）

1-6

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生

① ため池の防災・減災対策（評価結果は 1-5①に記載）

② 津波に関する的確な避難勧告等の判断・伝達（評価結果は 1-3④に記載）

③ 堤外地の事業所の津波避難対策（評価結果は 1-3⑥に記載）

④ 自主防災組織の活動強化（評価結果は 1-3⑧に記載）

⑤ 学校における防災教育の徹底と避難体制の確保

- ・ 児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、発達段階に応じた総合的な防災教育を実施することが必要である。
- ・ 地域の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練及び防災教育を実施することが必要である。

⑥ 市民の防災意識の向上

- ・ 地震発生時に住民一人ひとりが自ら命を守る行動をとるとともに、自身の安全を確保の上で地域での「共助」による防災活動にも取り組めるよう、防災に関する講習会や府のホームページを活用するなどにより住民の防災意識の向上を図ることが必要である。

⑦ 「逃げる」防災訓練等

- ・ 市民等が地震や津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、国・府や防災関係機関等と連携し、防災訓練や防災イベントを充実し、市民の防災意識の

向上を図ることが必要である。

⑧ 大阪 880 万人訓練への参加

- ・「大阪 880 万人訓練（災害伝達訓練）」の参加を毎年行い、市民の防災意識の向上を図ることが必要である。

⑨「避難行動要支援者」支援の充実（評価結果は 1-1⑩に記載）

⑩ 医療施設の避難体制

- ・地震発生時に、入院患者や施設利用者等が、津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、医療施設において津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施が必要である。
- ・医療機関の被災状況や患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市民に提供することが必要である。

⑪ 社会福祉施設の避難体制

- ・社会福祉施設入所者や通所サービス等の施設利用者が、各種災害から迅速かつ円滑に避難できるよう、社会福祉施設及びサービス提供事業所において、各種被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施が必要である。
- ・社会福祉施設が万一、被災した場合に、その入所者や利用者の処遇を確保できるよう、社会福祉施設相互の応援協定の締結が必要である。

⑫ 防災情報の収集・伝達

- ・大規模自然災害発生時には、建物倒壊や漂流物による電柱被害、津波による建物被害、停電等により、固定電話、携帯電話とも大部分の通話が困難になることが予想されるため、的確に大阪府防災情報システムを運用し、防災情報の収集・伝達を行うことが必要である。
- ・おおさか防災ネットを通じて住民にお知らせするとともに、SNS 等の住民からの情報収集手段の多様化に取り組むことが必要である。

⑬ 在住外国人への防災情報の提供（評価結果は 1-1⑭に記載）

⑭ 外国人旅行者の安全確保

- ・地震発生時に、本市に観光等で来訪している外国人旅行者の安全を確保するための情報提供や対応方法の検討が必要である。

⑮ 災害時の市民への広報対策

- ・大規模自然災害発生後に、市民が必要とする防災情報を伝えるため、正しい情報を迅速に発信することが必要である。

⑩ 治水対策（評価結果は 1-4② に記載）

⑪ 河川の防災テレメータの整備

- ・ 大雨による河川増水時に洪水予報等の必要な防災情報を正確に発信するため、水防災情報システムの再整備やデータ収集周期のリアルタイム化等の機能高度化を大阪府へ働きかける必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1

被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

① 医薬品、医療用資器材の供給

- ・ 地震発生後に、交通が遮断され、医療機関や医薬品等供給施設（薬局、卸売販売業者等）が損壊することで、通常の医薬品等の供給経路が遮断される上、多数の負傷者が発生することから、医療機関における通常の備蓄では対応出来ないことが想定されるため、医療関係機関と協力し、必要品目と必要量について点検を行いながら、必要量を確保することが必要である。

② 広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保

- ・ 地震発生後に、市内の防災拠点や大阪府及び他市町村との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、橋梁の耐震化が必要である。
- ・ 防災活動を支える道路ネットワークの整備を行い、災害時における緊急交通路の多重性、代替路の確保や防災拠点アクセス等の向上を図るため大阪府及び他市町村間連携の強化を図ることが必要である。
- ・ 地震発生時に沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止するため耐震診断や耐震改修等の促進が必要である。
- ・ 地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、市内主要通路について無電柱化の推進が必要である。
- ・ 地震発生後に、農村地域からの避難や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、避難路、輸送路として活用できる基幹的農道の整備が必要である。

③ 迅速な道路啓開

- ・ 大規模地震が発生した場合は、道路構造物の損壊に加え、落下物や倒壊した電柱、家屋、放置された車両等の障害物が散乱するなど、極めて深刻な交通傷害が発生することが想定されており、地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、訓練の実施とその検証が必要である。

④ 食糧や燃料等の備蓄

- ・ 南海トラフ巨大地震発生に伴い、市内で大量の救援物資の不足が見込まれていることから、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段の確立や万一の際の被災者支援のために計画的な備蓄が必要である。

⑤ 市有建築物の耐震化（評価結果は 1-1 ④に記載）

⑥ 水道の早期復旧及び飲用水の確保

- ・ 南海トラフ巨大地震発生等による水道施設の被害を極力小さくするため、大阪広域水道企業団に水道施設・管路の更新・耐震化等を積極的かつ計画的に実施することを働きかけることが必要である。
- ・ 地震発生後に、基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水を確保するとともに、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道（用水供給）事業者間での連携が必要である。
- ・ 地震発生後の水道断水地域における飲料水については、応急給水栓等の活用や大阪広域水道企業団に支援物資の供給などにより確保できる体制を充実させることが必要である。

⑦ 井戸水等による生活用水の確保

- ・ 地震発生時に、生活用水の確保を図るため、市域の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸としての登録を進めることが必要である。
- ・ ホームページへの災害時協力井戸の情報掲載や事業の周知等、住民に対する情報提供を行うことが必要である。

⑧ 広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電化

- ・ 広域避難地に接続している地域緊急交通路について、支援物資搬入等を円滑に行えるよう道路照明の無停電化を目指すことが必要である。

⑨ 学校給食センター改修事業

- ・ 災害時に避難所に届ける食糧や配給するために炊き出しができる施設の検討が必要である。

2-2

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

① 広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保（評価結果は 2-1②に記載）

② 迅速な道路啓開（評価結果は 2-1③に記載）

③ 道路防災対策（山間部の法面对策等）

- ・ 豪雨等により道路法面が崩落し、通行に支障が生じることを防止するため、山間部における法面对策等が必要である。

④ 広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電化（評価結果は 2-1⑧に記載）

2-3

自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

① 消防団の活動強化（評価結果は 1-1⑨に記載）

② 中長期も含めた災害医療提供体制

- ・ 大規模自然災害において、被災地における医療の需要と被災地外から提供される医療供給をマネジメントする体制が不十分となっており、医療救護班の円滑な受入れ体制やコーディネート機能の整備が必要である。
- ・ 地震発生後の医療救護活動の初動期において、適切な医療を提供するため、災害拠点病院での傷病者の受入れ体制を確保することが必要である。

③ 大規模災害時における受援力の向上

- ・ 災害発生時に被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの誤着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の道しるべとなるよう、学校等の屋上に上空から視認できるヘリサインの整備が必要である。

④ 後方支援活動拠点と広域避難地等の確保・充実

- ・ 地震発生後に、市内の被災者の救出・救助等にあたる自衛隊・消防・警察等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点や、火災の延焼拡大からの住民の安全を確保するための広域避難地等については、市域全体の配置のあり方の検証も含め、その確保、充実を図ることが必要である。
- ・ 広域避難地や後方支援活動拠点に指定されている市内施設のうち、既に開設している区域については、災害時の安全・確実な避難を支援するための施設整備が必要である。

⑤ 救急救命士の養成・能力向上（評価結果は 1-1⑮に記載）

2-4

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

① 迅速な道路啓開（評価結果は 2-1③に記載）

② 医薬品、医療用資器材の供給（評価結果は 2-1①に記載）

2-5

想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

① 帰宅困難者対策

- ・ 南海トラフ巨大地震が発生し、交通機関途絶時において大量に発生する帰宅困難者が安全に帰宅できないおそれがあり、市内で就業する事業者、雇用者の安全確保のための帰宅困難者対策が必要である。
- ・ 帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧される尾崎駅等の主要駅周辺について、鉄道事業者等と連携し混乱防止策を確立することが必要である。
- ・ 事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドラインに基づき、事業者に対して、従業員等の施設内待機に係る実行計画策定や具体的な備えの働きかけが必要である。

② 学校給食センター改修事業（評価結果は 2-1⑨に記載）

2-6

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

① 病院・社会福祉施設の耐震化（評価結果は 1-2③に記載）

② 医薬品、医療用資器材の供給（評価結果は 2-1①に記載）

③ 広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保（評価結果は 2-1②に記載）

④ 迅速な道路啓開（評価結果は 2-1③に記載）

⑤ 広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電化（評価結果は 2-1⑧に記載）

2-7

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 被災地域の食品衛生監視活動

- ・ 地震発生後等に、被災地域で衛生的な食品の取扱いが行われないことによる食中毒の発生を防ぐため、平常時から、食品衛生に関する意識の向上や食中毒の発生の未然防止を図ることを目的とした、食品関係施設への食品等の取扱いに関する衛生指導や消費者への啓発が必要である。
- ・

② 被災地域の感染症予防等の防疫活動

- ・ 地震発生後に、被災地域における感染症の拡大を抑えるため、医療機関と連携し、速やかに感染症の発生状況や動向調査を行い、必要と認めたときは健康診断の勧告を行う等、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行う必要がある。

③ 下水道施設の耐震化等（評価結果は 1-5⑦に記載）

④ 下水道機能の早期確保（評価結果は 1-4④に記載）

⑤ 生活ごみの適正処理

- ・ 被災地域の衛生状態を維持するため、市内の廃棄物処理施設が被害を受けた場合にも、生活ごみの処理が適正に行われるよう、広域的な応援要請や応援活動の調整を行う等、適正処理を支援するため、府及び関係機関との連絡体制の充実を図ることが必要である。

⑥ ご遺体の適切処置

- ・ 大規模自然災害により多数の犠牲者が発生し、本市が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内のご遺体の火葬を行うことが困難となる事態が想定されることから、広域火葬体制の確保等の備えが必要である。
- ・ 地震発生後に多数の犠牲者が発生した場合に備え、亡くなられた方の尊厳を確保したご遺体の処理、火葬等が行えるよう、ご遺体の保存に必要な資材の調達、輸送手段の確保等が必要である。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1

信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- ① 広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保（評価結果は 2-1②に記載）
- ② 広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電化（評価結果は 2-1⑧に記載）

3-2

市役所機能の機能不全

- ① 防災情報の収集・伝達（評価結果は 1-6⑫に記載）
- ② メディアとの連携強化
 - ・ 地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、市民に正確に伝えるため、ライフライン事業者、報道機関等メディアとの連携体制の充実強化が必要である。
- ③ 復興計画の策定
 - ・ 地震発生後の復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、予め復興計画を策定するための手順を定めておくことが必要である。
- ④ 業務継続計画の改訂と運用
 - ・ 地震発生後も、市役所として必要な行政機能の維持と市民サービスを行うため、「業務継続計画」を踏まえ、出先機関を含めた部局版 BCP の改訂や BCP を基にした研修・訓練の実施などを通じ、業務継続マネジメントを推進することが必要である。
- ⑤ 市町村間の相互応援
 - ・ 地震発生時に大阪府及び府内・府外の市町との応援協定等に基づく相互応援が円滑に行われ、市民の救助救援、被災者支援に厚みある活動が行えることが必要である。
- ⑥ 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ活動
 - ・ 災害対策本部等に係る業務にあたる職員が地震発生後に、迅速かつ的確な応急対策活動が行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図ることが必要である。
- ⑦ 発災後の緊急時における財務処理体制
 - ・ 地震発生後に、停電等が発生し、財務会計システムや関係システム又は庁内ネットワークが停止した場合においても、手書き処理による財務処理が行える体制を確保することが必要である。

3-3

行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行

- ・ 大阪府と特定大規模災害における本市の復旧事業に係る大阪府の代行手続きについて協議を図る必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- ① 防災情報の収集・伝達（評価結果は 1-6⑫に記載）
- ② 河川の防災テレメータの整備（評価結果は 1-6⑰に記載）

4-2

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- ① メディアとの連携強化（評価結果は 3-2②に記載）
- ② 災害時の市民への広報対策（評価結果は 1-6⑮に記載）
- ③ 聴覚障がい者の方への避難情報伝達の方法
 - ・ 災害時、防災無線にて避難情報等の伝達が困難な聴覚障がい者の方に対して正確な情報伝達方法を確保する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1

サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下

① 中小企業の事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)

- ・ 大規模自然災害発生後に中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、中小企業の主体的なBCP／BCMへの取組を促進するため、商工会等と連携し、BCPの策定支援やセミナーの開催等の啓発事業を展開することが必要である。

② 幹線道路ネットワークの整備

- ・ 主要道路における交通渋滞を緩和し、都市の経済・産業活動を活性化するとともに、代替性を確保した広域的な幹線道路ネットワークを形成するため、主要道路の整備が必要である。また、被災した際に、全線早期開通に向けた取組が必要である。

5-2

社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

① 石油コンビナート防災対策

- ・ 本市には、該当事業者はないが「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、特定事業者において、油類流出抑制のための緊急遮断弁の設置、スロッシングによる溢流対策や津波による移動の可能性がある危険物タンクからの油類流出抑制のための自主管理油高（上限及び下限）の運用の見直し、津波避難計画の作成・修正及び防災訓練の充実等の取組を積極的に進めることを近隣市町に働きかけることが必要である。

② ライフラインの確保等

- ・ 大規模自然災害が発生した場合に、ライフラインに関わる事業者と連携し、迅速かつ的確に応急復旧を行うことが必要である。
- ・ エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進することが必要である。

5-3

コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

② 石油コンビナート防災対策（評価結果は 5-2① に記載）

5-4

基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

- ① 幹線道路ネットワークの整備（評価結果は 5-1② に記載）

- ② 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1③ に記載）

5-5

金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- ③ 発災後の緊急時における財務処理体制（評価結果は 3-2⑦に記載）

5-6

食糧等の安定供給の停滞

- ① 被災農地等の早期復旧支援
 - ・ 大規模自然災害により、農地や水路、ため池、農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあるため、早期復旧に向けた体制について、再点検を行う必要がある。

6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1

電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーンの機能の停止

- ① 石油コンビナート防災対策（評価結果は 5-2①に記載）
- ② ライフラインの確保等（評価結果は 5-2②に記載）

6-2

上水道等の長期間にわたる供給停止

- ① 水道の早期復旧及び飲用水の確保（評価結果は 2-1⑥に記載）
- ② 井戸水等による生活用水の確保（評価結果は 2-1⑦に記載）

6-3

污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- ① 下水道施設の耐震化等（評価結果は 1-5⑦に記載）
- ② 下水道機能の早期確保（評価結果は 1-4④に記載）
- ③ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理
 - ・ 地震発生後に、関係施設が被害を受けた場合や避難所等に仮設トイレ（汲取り式）を設置する場合にも、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理できるよう関係機関と連携することが必要である。
- ④ 生活ごみの適正処理（評価結果は 2-7⑤に記載）
- ⑤ 施設の老朽化対策（評価結果は 1-4③に記載）

6-4

地域交通ネットワークが分断する事態

- ① 広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保（評価結果は 2-1②に記載）
- ② 鉄道施設の防災対策（評価結果は 1-1⑬に記載）
- ③ 迅速な道路啓開（評価結果は 2-1③ に記載）
- ④ 道路防災対策（評価結果は 2-2③に記載）
- ⑤ 広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電化（評価結果は 2-1⑧に記載）

6-5

異常渇水等により用水の供給の途絶

- ① 代替水源の確保
 - ・ 異常渇水等に対応し、水利調整による緊急水源の確保や、雨水・地下水等の有効活用による確保を図ることが必要である。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1

市街地での大規模火災の発生

- ① 文化財所有者・管理者の防災対策（評価結果は 1-1⑫に記載）
- ② 後方支援活動拠点と広域避難地等の確保・充実（評価結果は 2-3④に記載）
- ③ 火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策
 - ・ 地震発生時に、火薬類・高圧ガス等の周辺環境への漏洩を防止するため、事業所において、火薬庫、可燃性ガス貯槽や防消火設備等に関する法令遵守の徹底や、耐震性の向上等の自主保安の取組が必要である。

7-2

海上・臨海部の広域複合災害の発生

- ① 石油コンビナート防災対策（評価結果は 5-2①に記載）
- ② 防潮堤の津波浸水対策（評価結果は 1-3①に記載）
- ③ 樋門・門扉の耐震化等（評価結果は 1-3②に記載）
- ④ 広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保（評価結果は 2-1②に記載）
- ⑤ 高潮特別警報による防潮堤倒壊に対する対策（評価結果は 1-3⑩に記載）
- ⑥ 広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電化（評価結果は 2-1⑧に記載）
- ⑦ 災害時の船の緊急避難や海上輸送が必要となった時の物流拠点再整備（評価結果は 1-3⑪に記載）

7-3

沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

- ① 広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保（評価結果は 2-1②に記載）
- ② 迅速な道路啓開（評価結果は 2-1③に記載）
- ③ 広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電化（評価結果は 2-1⑧に記載）

7-4

ため池、ダム、防災施設、雨水幹線、排水ポンプ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ① ため池の防災・減災対策（評価結果は 1-5①に記載）
- ② 施設の老朽化対策（評価結果は 1-4③に記載）
- ③ 下水道施設の耐震化等（評価結果は 1-5⑦に記載）
- ④ 下水道機能の早期確保（評価結果は 1-4④に記載）

7-5

有害物質の大規模拡散・流出

- ① 石油コンビナート防災対策（評価結果は 5-2①に記載）
- ② 管理化学物質の適正管理
 - ・ 南海トラフ巨大地震等の大規模災害時には、有害物質の流出による周辺住民の健康被害や大気、水質、地下水などの環境汚染が懸念されており、地震発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出が原因となる二次災害を防止するため、事業者による環境リスク低減対策が必要である。
- ③ 有害物質（石綿、PCB）の拡散防止
 - ・ 南海トラフ巨大地震発生に伴う建物の倒壊、火災、津波などにより、有害物質の保管場所が破損及び流出するおそれがあり、法令に基づき事業者に対して有害物質の適正保管及び早期処理の指導が必要である。
 - ・ 地震発生時に、建物倒壊等により発生する可能性がある石綿、P C B 等有害物質の周辺環境への拡散・漏洩を防止するため、適正処理を解体業者等に働きかける必要がある。

7-6

農地・森林等の荒廃による被害の拡大

① 山地災害対策（評価結果は 1-5④に記載）

7-7

風評被害等による地域経済等への甚大な影響

① 正しい情報発信

- ・ 災害発生後、正確な被害情報等を収集し、市内外に迅速に正しい情報を発信することなどにより、風評被害が生じないよう対策を講じる必要がある。

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 災害廃棄物の適正処理

- ・ 速やかな生活基盤の回復や事業者の活動再開に不可欠な災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、災害廃棄物等の仮置場の候補地、最終処分までの処理ルート等を予め設定しておく必要がある。
- ・ このため、市町村に対し予め検討しておくべき事項について技術的助言を行い、災害廃棄物処理体制の確保を働きかける必要がある。
- ・ また、市域での処理が困難な場合に備え、大阪府及び他市町村と連携した広域的な処理体制の整備が必要である。

8-2

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 迅速な道路啓開（評価結果は 2-1③に記載）

② 阪南市業務継続計画の改訂と運用（評価結果は 3-2④に記載）

8-3

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 避難所の確保と運営体制

- ・ 被災者の避難生活を支援するため、市内において必要な避難所の確保や受入体制の確立が必要である。
- ・ スムーズな避難誘導に向け、避難所運営マニュアルを策定しているが、避難所のより適切な運営のため、府のマニュアルを参考に改訂することが必要である。

② 福祉避難所の確保

- ・ 巨大地震発生後に、居宅・避難所等では自立的な生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所（二次的避難所）の指定及び福祉避難所に必要となる要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保が必要である。
- ・ 福祉避難所の補完的体制として、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備が必要である。

③ 被災者の心のケア対策

- ・ 地震発生時の恐怖や避難所での厳しい生活等により、多くの被災者が強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスや P T S D の症状に襲われる恐れがあるため、「こころのケア」を行うことができる人材を養成し、こころの健康に関する相談の実施体制を確保することが必要である。

④ 被災者の巡回健康相談等

- ・ 地震発生後に、避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等などにおいて、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する必要がある。

⑤ 災害時における福祉専門職等(災害派遣福祉チーム等)の確保

- ・ 巨大地震発生後に、被災した府民の福祉ニーズに対応できるよう、福祉避難所（二次的避難所）の運営支援や被災市町村への福祉専門職の人員派遣（災害派遣福祉チーム等）、サービスに必要な福祉用具・資材等の供給、被災者の受け入れ調整等を行うための体制整備が必要である。

⑥ 愛護動物の救護

- ・ 地震発生後に、飼い主がわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護等を図るため、府及び他市町村との広域連携体制の構築が必要である。

⑦ 災害ボランティア対策

- ・ 災害ボランティアは大規模災害時の被災者支援に重要な役割を担っており、ボランティア自身の安全を含め、適切に活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修実施など、マンパワーの実効性向上のための取組が必要である。
- ・ 阪南市社会福祉協議会との連携により、若者世代を中心に登録者数の増加に向けた取組が必要である。

⑧ 応急仮設住宅の早期供給体制の整備

- ・ 被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅について、建設候補地の確保、平時より関連する民間団体との連携強化、「みなし仮設」となる民間住宅の借り上げ等、その速やかな確保に向けた取組が必要である。

⑨ 住宅関連情報の提供

- ・ 地震発生後、応急入居に関する相談、住宅建設に係る融資相談など住宅に関する市民からの様々な相談に対応することが必要である。

⑩ 被災農地等の早期復旧支援（評価結果は 5-6①に記載）

⑪ 被災者の生活再建のための措置

- ・ 突発的な自然災害発生後に被災者の生活を迅速に再建・回復するためには、被災者に対して、被災者生活再建支援制度に基づく支援金等を支給するなど、適切な措置を講じることが必要である。
- ・ 被災時は、被災地域の実情に応じた雇用確保ができるよう、職業紹介や雇用維持等に取り組む国や大阪府とのさらなる連携が必要である。

⑫ 地域の中小企業者等の事業再開のための措置

- ・ 突発的な自然災害発生後に地域経済を迅速に再建・回復するためには、中小企業者に対する金融支援や農林水産事業者への経営支援等、復興に向け適切な措置を講じることが必要である。

⑬ 復興計画策定の手順（評価結果は 3-2③に記載）

⑭ 発災時における地域の安全の確保

- ・ 発災後、災害に便乗した犯罪を防止し、地域の安全を確保することが必要である。

⑮ 避難所としての学校体育館の防災機能強化

- ・ 災害時の避難所として学校体育館の空調整備・トイレ改修等の防災機能強化を進める必要がある。

8-4

鉄道、道路、空港等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 迅速な道路啓開（評価結果は 2-1③に記載）
- ② 施設の老朽化対策（評価結果は 1-4③に記載）
- ③ 下水道施設の耐震化等（評価結果は 1-5⑦に記載）
- ④ 下水道機能の早期確保（評価結果は 1-4④ に記載）
- ⑤ 復旧資材の調達
 - ・ 大規模自然災害発生により建物が損壊した場合、被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、復旧に必要な資機材（木材等）の調達に関する関係機関との連携体制の整備が必要である。
- ⑥ 地籍調査
 - ・ 南海トラフ巨大地震発生に伴う液状化等により、建物の全壊被害が発生し官民境界等が不明となれば、被災者の生活、被災したまちの円滑かつ迅速な再建・回復に支障をきたすことが想定されるため、南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域において、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる現地復元性のある地図の整備に向けた、官民境界等先行調査を推進することが必要である。
- ⑦ 復興計画策定の手順（評価結果は 3-2③に記載）

8-5

広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 防潮堤の津波浸水対策（評価結果は 1-3①に記載）
- ② 樋門・門扉の耐震化等（評価結果は 1-3②に記載）
- ③ 長期湛水の早期解消（評価結果は 1-4①に記載）
- ④ 樋門機能の高度化（評価結果は 1-3③ に記載）
- ⑤ 津波防御施設の閉鎖体制（評価結果は 1-3⑨に記載）

- ⑥ 治水対策（評価結果は 1-4②に記載）
- ⑦ 施設の老朽化対策（評価結果は 1-4③に記載）
- ⑧ 下水道施設の耐震化等（評価結果は 1-5⑦に記載）
- ⑨ 下水道機能の早期確保（評価結果は 1-4④に記載）
- ⑩ 高潮特別警報による防潮堤倒壊に対する対策（評価結果は 1-3⑩に記載）
- ⑪ 災害時の船の緊急避難や海上輸送が必要となった時の物流拠点再整備（評価結果は 1-3⑪に記載）